

平成 30 年住宅・土地統計調査結果（名古屋の住宅・土地）

《住宅の構造等に関する集計》 及び 《土地集計》

（目次）

《住宅の構造等に関する集計》

1 高齢者が住む住宅のバリアフリー化率

- (1) バリアフリー化率 — 一定のバリアフリー化率は 44.1%、「平成 28 年～30 年 9 月」の建築では 75.0% (1)
- (2) 高齢者等のための設備状況 — 「手すりがある」は高齢者のいる主世帯の 52.3% (2)

2 平成 26 年以降に行われた持ち家の耐震診断・改修工事の状況

- (1) 耐震診断 — 平成 26 年以降に耐震診断が行われた持ち家は 12.3%、うち耐震性が確保されていた持ち家は 86.6% .. (3)
- (2) 耐震改修工事 — 平成 26 年以降に耐震改修工事が行われた持ち家は 9,800 戸、持ち家総数の 1.9% (4)

3 住環境（生活関連施設までの距離）

- (1) 最寄りの交通機関までの距離 — 最寄り駅まで 1,000m 未満は普通世帯の 66.0% (5)
- (2) 最寄りの医療機関までの距離 — 500m 未満は普通世帯の 86.3% (6)
- (3) 最寄りの緊急避難場所までの距離 — 500m 未満は普通世帯の 87.9% (7)
- (4) 最寄りの公園までの距離 — 500m 未満は普通世帯の 87.7% (8)
- (5) 最寄りの保育所までの距離 — 500m 未満は普通世帯の 61.2% (8)
- (6) 最寄りの小学校までの距離 — 1,000m 未満は普通世帯の 87.0% (9)
- (7) 最寄りの中学校までの距離 — 1,000m 未満は普通世帯の 51.7% (9)
- (8) 最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離 — 500m 未満は高齢者主世帯の 71.2% (10)

4 一戸建の敷地面積、建築面積

- (1) 一戸建住宅の敷地面積 — 1 住宅当たり敷地面積は 185.85 平方メートル (11)
- (2) 一戸建住宅の建築面積 — 1 住宅当たり建築面積は 73.90 平方メートル (12)

5 世帯所有空き家<乙>

- (1) 取得方法別世帯所有空き家 — 世帯所有空き家の 50.0%が「相続・贈与」 (13)
- (2) 建築の時期別世帯所有空き家 — 世帯所有空き家の 80.0%が昭和 55 年以前の建築 (14)

（参考） 全国、21 大都市別の主な指標 (15)

《土地集計》

1 世帯が所有している土地の状況<乙>

- (1) 土地を所有している世帯の割合 — 現住居の敷地を所有 33.1%、現住居の敷地以外の土地を所有 7.9% (16)
- (2) 家計を主に支える者の年齢階級別割合 — 「55～59 歳」以上の各年齢階級では現住居の敷地を所有が 40%以上 (16)
- (3) 世帯の年間収入階級別割合 — 年間収入階級が高いほど所有の割合が高い (18)
- (4) 家計を主に支える者の従業上の地位別割合 — 「自営業主」は所有の割合が高い (19)

2 世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの状況<乙>

- (1) 現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯の所有件数 — 1 世帯当たり所有件数は 1.6 件.... (20)
- (2) 現住居の敷地以外の宅地などの取得方法 — 「相続・贈与で取得」が 60.8% (21)
- (3) 現住居の敷地以外の住宅用地・事業用地の利用現況 — 「主に建物の敷地として利用」が 65.7% (22)

（参考） 全国、21 大都市別の主な指標<乙> (23)

調査の概要 (24)

主な用語の解説 (26)

※ 利用上の注意

- ・ 上記<乙>を付した事項は、調査票乙及び建物調査票を用いた集計結果から作成している。調査票甲、乙及び建物調査票を用いて集計した結果とは集計の対象範囲等が異なるので、比較を行う際にはご注意ください。
- ・ 各表の平成 30 年の数値は 10 位を四捨五入して 100 位までを表章しているが、<乙>の各表の数値は 100 位を四捨五入して 1,000 位までを表章している。また、平成 25 年までの数値は、1 位を四捨五入して 10 位までを表章しているものがある。なお、各表の総数には「不詳」の数を含む。よって、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- ・ 表中の「-」は該当数値がないもの、または数字が得られないものを示し、「0」は集計した数値が表章単位に満たないものを示す。

平成 30 年住宅・土地統計調査結果（名古屋の住宅・土地）

《住宅の構造等に関する集計》

はじめに

平成 30 年 10 月 1 日現在で行われた平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省統計局所管：基幹統計）について、住宅の構造等に関する集計が公表されましたので、名古屋市分について概要を紹介します。

なお、この調査は抽出調査であり、平成 30 年調査は、全国では約 370 万住戸・世帯、本市では約 7 万住戸・世帯を対象として実施されました。

1 高齢者が住む住宅のバリアフリー化率

（1）バリアフリー化率 — 一定のバリアフリー化率は 44.1%、「平成 28 年～30 年 9 月」の建築では 75.0%

本市における高齢者（65 歳以上の世帯員）のいる主世帯 371,000 世帯のうち、一定のバリアフリー化住宅^{（注 1）}に居住する世帯は 163,600 世帯であり、一定のバリアフリー化率（高齢者のいる主世帯に占める一定のバリアフリー化住宅に居住する世帯の割合）は 44.1%となっている。これを住宅の建築の時期別にみると、「平成 13 年～22 年」から「平成 28 年～30 年 9 月」までの各区分ではいずれも 70%を超えており、中でも「平成 28 年～30 年 9 月」では 75.0%と最も高くなっている。

また、高度のバリアフリー化住宅^{（注 2）}に居住する世帯は 34,300 世帯であり、高度のバリアフリー化率（高齢者のいる主世帯に占める高度のバリアフリー化住宅に居住する世帯の割合）は 9.2%となっている。これを住宅の建築の時期別にみると、「平成 13 年～22 年」及び「平成 23 年～27 年」ではいずれも 20%台後半となっており、さらに「平成 28 年～30 年 9 月」では 34.6%と最も高くなっている。[表 1-1、図 1-1]

（注 1）一定のバリアフリー化住宅…「2 箇所以上の手すりの設置」、「段差のない屋内」のいずれかがある住宅をいう。

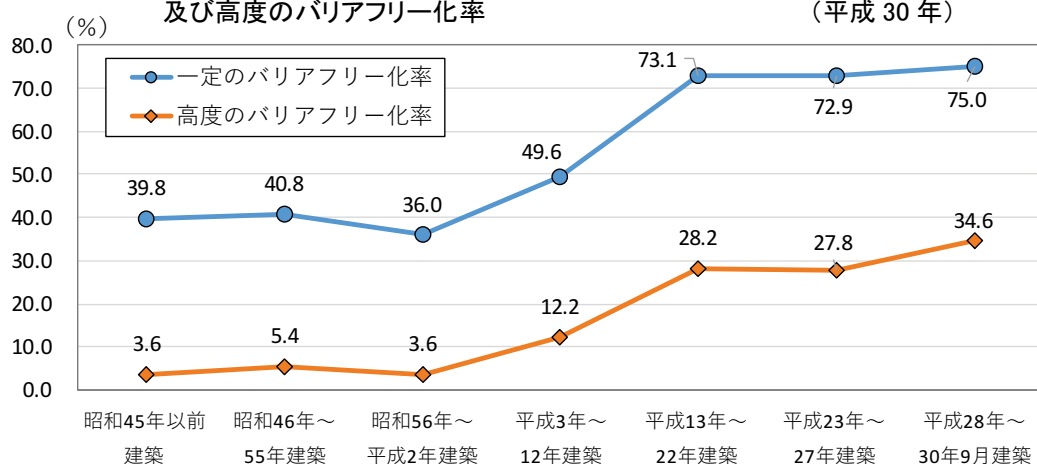
（注 2）高度のバリアフリー化住宅…「2 箇所以上の手すりの設置」、「段差のない屋内」及び「廊下などが車いすで通行可能な幅」がいずれもある住宅をいう。

表 1-1 住宅の建築の時期別高齢者のいる主世帯数、うち一定あるいは高度のバリアフリー化住宅に居住する主世帯数及び割合（平成 30 年）

住宅の建築の時期	総数 (世帯)	高齢者のいる主世帯			
		うち、一定のバリアフリー化住宅に居住する世帯		うち、高度のバリアフリー化住宅に居住する世帯	
		一定のバリアフリー化率	一定のバリアフリー化率	高度のバリアフリー化率	高度のバリアフリー化率
	(世帯)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)
総 数	371,000	163,600	44.1	34,300	9.2
昭和45年以前	50,000	19,900	39.8	1,800	3.6
昭和46年～55年	93,600	38,200	40.8	5,100	5.4
昭和56年～平成2年	85,000	30,600	36.0	3,100	3.6
平成3年～12年	60,500	30,000	49.6	7,400	12.2
平成13年～22年	38,300	28,000	73.1	10,800	28.2
平成23年～27年	14,400	10,500	72.9	4,000	27.8
平成28年～30年9月	5,200	3,900	75.0	1,800	34.6

注）総数には建築の時期「不詳」を含む。

図 1-1 住宅の建築の時期別高齢者のいる主世帯の一定のバリアフリー化率、
及び高度のバリアフリー化率 (平成 30 年)



(2) 高齢者等のための設備状況 — 「手すりがある」は高齢者のいる主世帯の 52.3%

本市における高齢者のいる主世帯 371,000 世帯について、高齢者等のための設備の有無をみると「設備あり」は 229,400 世帯であり、高齢者のいる主世帯の 61.8%となっている。

具体的に設備状況を見ると「手すりがある」は割合が高く、高齢者のいる主世帯の 52.3%で設置されている。手すりの設置箇所別に割合を見ると「浴室」(高齢者のいる主世帯の 33.9%)、「トイレ」(同 32.3%) は 30%を超えるほか、「階段」は 28.7%となっている。

手すり以外の設備では、「またぎやすい高さの浴槽」(同 25.0%)、「段差のない屋内」(同 23.2%)、「廊下などが車いすで通行可能な幅」(同 21.3%) の割合が 20%を超えている。[表 1-2]

表 1-2 高齢者等のための設備状況別高齢者のいる主世帯数及び割合
(平成 30 年)

高齢者等のための設備状況	高齢者のいる主世帯	
	(世帯)	割合 (%)
総 数	371,000	100.0
高齢者等のための設備あり	229,400	61.8
手すりがある	194,000	52.3
(設置箇所別)		
浴室	125,600	33.9
トイレ	119,700	32.3
階段	106,300	28.7
玄関	66,600	18.0
廊下	31,800	8.6
脱衣所	20,000	5.4
居住室	9,500	2.6
その他	5,800	1.6
またぎやすい高さの浴槽	92,700	25.0
段差のない屋内	86,100	23.2
廊下などが車いすで通行可能な幅	79,100	21.3
道路から玄関まで車いすで通行可能	70,200	18.9
高齢者等のための設備なし	141,300	38.1

注1) 総数には、高齢者等のための設備状況の有無「不詳」を含む。

注2) 複数回答があるため、高齢者等のための設備あり総数と内訳の計は一致しない。

2 平成 26 年以降に行われた持ち家の耐震診断・改修工事の状況

(1) 耐震診断 —平成 26 年以降に耐震診断が行われた持ち家は 12.3%、うち耐震性が確保されていた持ち家は 86.6%

本市で平成 26 年以降に耐震診断が行われた持ち家は 62,100 戸であり、持ち家全体 503,100 戸に占める割合は 12.3%となっている。このうち耐震性が確保されていた持ち家は 53,800 戸であり、平成 26 年以降に耐震診断が行われた持ち家に占める割合は 86.6%となっている。

住宅の建て方別にみると、一戸建の持ち家 318,300 戸のうち平成 26 年以降に耐震診断が行われたのは 10.1%にあたる 32,100 戸、このうち耐震性が確保されていた割合は 80.7%となっている。一方、共同住宅の持ち家 178,100 戸では、平成 26 年以降に耐震診断が行われたのは 16.6%にあたる 29,600 戸であり、このうち耐震性が確保されていた割合は 93.2%となっていることから、平成 26 年以降に耐震診断が行われた割合も、そのうち耐震性が確保されていた割合も共同住宅の方が高い。

また、建築の時期別にみると、新耐震基準施行前にあたる「昭和 55 年以前」建築の持ち家 119,400 戸では、平成 26 年以降に耐震診断が行われたのは 10.2%にあたる 12,200 戸、このうち耐震性が確保されていたのは 50.0%となっている。一方、「昭和 56 年以降」建築の持ち家 365,300 戸では、平成 26 年以降に耐震診断が行われたのは 13.6%にあたる 49,700 戸、このうち耐震性が確保されていた割合は 95.8%となっていることから、平成 26 年以降に耐震診断が行われた割合も、そのうち耐震性が確保されていた割合も「昭和 56 年以降」建築の持ち家の方が高く、特に耐震性の確保においては顕著な差が表れている。[表 2-1]

表 2-1 住宅の建て方別、建築の時期別、平成 26 年以降における住宅の耐震診断の有無別
持ち家数及び割合 (平成 30 年)

住宅の建て方、 建築の時期	持ち家数					持ち家に占める割合		平成26年以降に住宅の 耐震診断が行われた 持ち家に占める割合	
	(戸)					(%)		(%)	
	総数	平成26年以降に住宅の 耐震診断が行われた			平成26年 以降に住宅 の耐震診断 が行われて いない	平成26年 以降に住宅 の耐震診断 が行われた	平成26年 以降に住宅 の耐震診断 が行われて いない	耐震性が 確保されて いた	耐震性が 確保されて いなかった
		総数	耐震性が 確保されて いた	耐震性が 確保されて いなかった					
総 数	503,100	62,100	53,800	8,300	441,000	12.3	87.7	86.6	13.4
(住宅の建て方)									
一戸建	318,300	32,100	25,900	6,200	286,200	10.1	89.9	80.7	19.3
長屋建	5,400	400	200	200	5,100	7.4	94.4	50.0	50.0
共同住宅	178,100	29,600	27,600	2,000	148,400	16.6	83.3	93.2	6.8
その他	1,300	100	100	0	1,300	7.7	100.0	100.0	0.0
(建築の時期)									
昭和55年以前	119,400	12,200	6,100	6,100	107,300	10.2	89.9	50.0	50.0
昭和56年以降	365,300	49,700	47,600	2,200	315,800	13.6	86.4	95.8	4.4

注) 総数には、建築の時期「不詳」を含む。

(2) 耐震改修工事 — 平成 26 年以降に耐震改修工事が行われた持ち家は 9,800 戸、持ち家総数の 1.9%

本市で平成 26 年以降に住宅の耐震改修工事が行われた持ち家は 9,800 戸であり、持ち家 503,100 戸に占める割合は 1.9%となっている。住宅の建て方別にみると、一戸建の 2.7%に比べ、共同住宅は 0.5%と低い割合となっている。

また、耐震改修工事が行われた持ち家に占める工事の内容別割合をみると、「壁の新設・補強」が 50.0%と最も高く、次いで「金具による補強」が 39.8%、「基礎の補強」が 33.7%、「筋かいの設置」が 32.7%の順となっている。[表 2-2]

表 2-2 住宅の建て方別、平成 26 年以降における住宅の耐震改修工事の状況別持ち家数及び割合
(平成 30 年)

住宅の建て方	総数	持ち家						平成26年 以降に住宅 の耐震改修 工事が行わ れていない	
		平成26年以降に住宅の耐震改修工事が行われた							
		総数	壁の新設 ・補強	筋かいの 設置	基礎の 補強	金具によ る 補強	その他		
実数	(戸)								
総数		503,100	9,800	4,900	3,200	3,300	3,900	1,600	493,300
一戸建		318,300	8,700	4,200	3,100	2,800	3,800	1,500	309,600
長屋建		5,400	100	100	100	0	100	-	5,300
共同住宅		178,100	900	600	-	500	0	100	177,200
その他		1,300	0	0	0	0	0	0	1,300
持ち家総数に占める割合	(%)								
総数		100.0	1.9	1.0	0.6	0.7	0.8	0.3	98.1
一戸建		100.0	2.7	1.3	1.0	0.9	1.2	0.5	97.3
長屋建		100.0	1.9	1.9	1.9	0.0	1.9	-	98.1
共同住宅		100.0	0.5	0.3	-	0.3	0.0	0.1	99.5
その他		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
耐震改修工事が行われた 持ち家に占める割合	(%)								
総数		-	100.0	50.0	32.7	33.7	39.8	16.3	-

注) 複数回答があるため、耐震改修工事をした総数と内訳の計は必ずしも一致しない。

3 住環境（生活関連施設までの距離）

（１）最寄りの交通機関までの距離 — 最寄り駅まで 1,000m 未満は普通世帯の 66.0%

本市の普通世帯 1,073,000 世帯を最寄りの駅までの距離別にみると、最寄りの駅まで「1,000m 未満」は 708,700 世帯（普通世帯全体に占める割合 66.0%）となっており、その中で最も多いのは「500m 以上 1,000m 未満」の 335,800 世帯（同 31.3%）、次いで多いのは「200m 以上 500m 未満」の 279,600 世帯（同 26.1%）となっている。

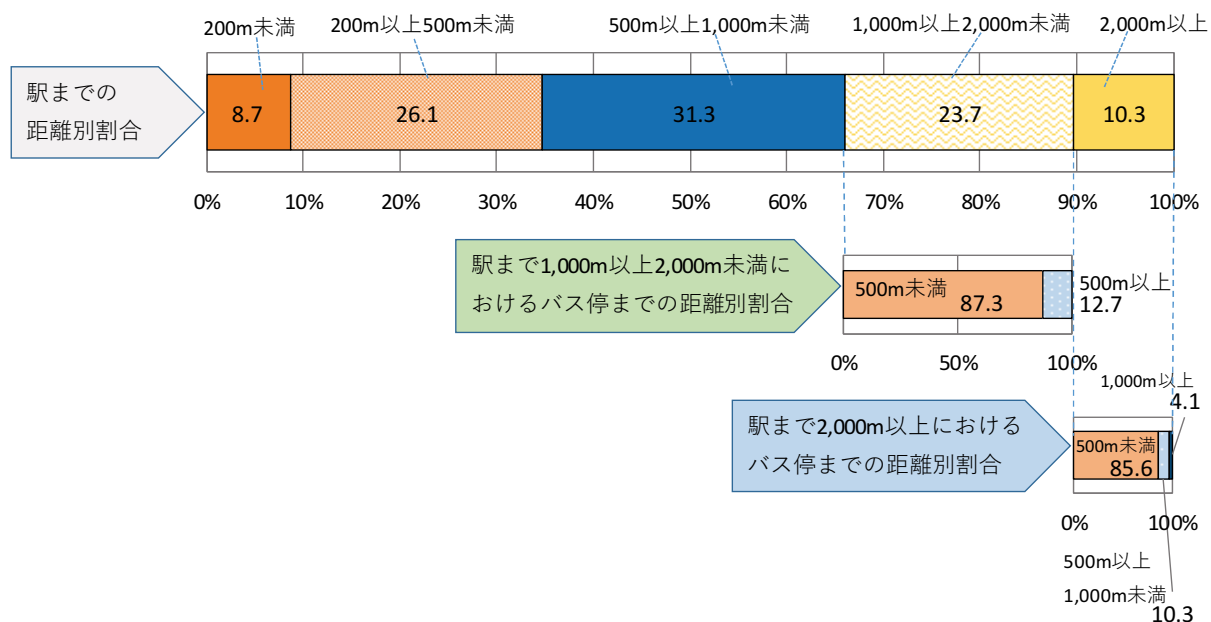
また、最寄りの駅まで 1,000m 以上の各区分における最寄りのバス停まで「500m 未満」の割合をみると、最寄りの駅まで「1,000m 以上 2,000m 未満」の 254,300 世帯では最寄りのバス停まで「500m 未満」の割合は 87.3%、最寄りの駅まで「2,000m 以上」の 110,100 世帯では最寄りのバス停まで「500m 未満」の割合は 85.6%を占めている。〔表 3-1、図 3-1〕

表 3-1 最寄りの交通機関までの距離別普通世帯数及び割合（平成 30 年）

	総数	普通世帯											
		最寄りの駅までの距離											
		1,000m未満				1,000m以上2,000m未満			2,000m以上				
		総数	200m 未満	200m 以上 500m 未満	500m 以上 1,000m 未満	総数	最寄りのバス停まで		総数	最寄りのバス停まで			
						500m 未満	500m 以上		500m 未満	500m 以上 1,000m 未満	1,000m 以上		
実数	(世帯)	1,073,000	708,700	93,300	279,600	335,800	254,300	222,000	32,300	110,100	94,200	11,300	4,500
普通世帯全体に 占める割合	(%)	100.0	66.0	8.7	26.1	31.3	23.7	20.7	3.0	10.3	8.8	1.1	0.4
駅までの距離区分 内に占める割合	(%)	—	—	—	—	—	100.0	87.3	12.7	100.0	85.6	10.3	4.1

注）各区分とも表章単位未満を四捨五入しており、各区分の計と総数は必ずしも一致しない。

図 3-1 最寄りの交通機関までの距離別割合（平成 30 年）



(2) 最寄りの医療機関までの距離 — 500m 未満は普通世帯の 86.3%

本市の普通世帯 1,073,000 世帯を最寄りの医療機関までの距離別にみると、最寄りの医療機関まで「500m 未満」は 925,600 世帯（普通世帯全体に占める割合は 86.3%）となっている。また、「500m 以上 1,000m 未満」は 131,100 世帯（同 12.2%）となっており、最寄りの医療機関まで 1,000m 未満である普通世帯の割合は 98.5%にのぼる。

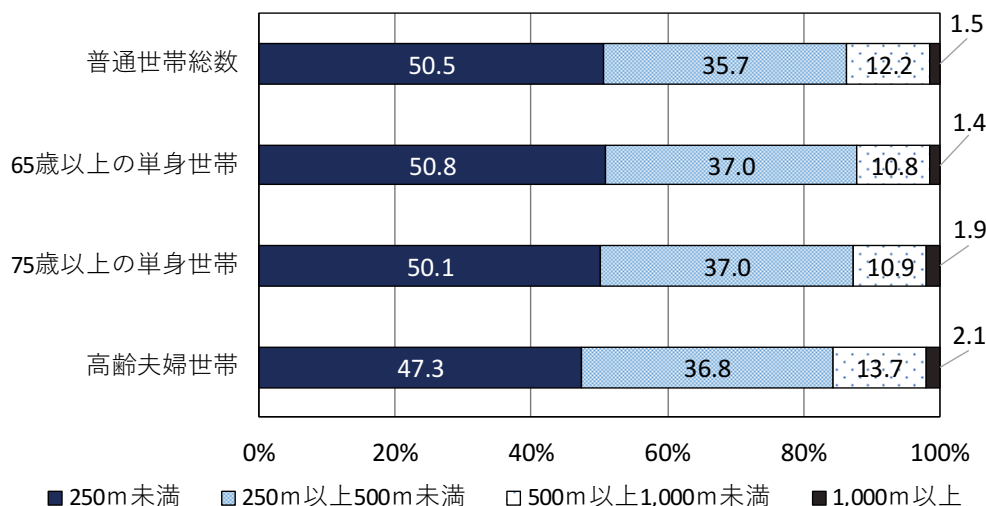
なお、普通世帯のうち 65 歳以上の単身世帯、75 歳以上の単身世帯、高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上かつ妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯）に限ってみても、医療機関まで 500m 未満の割合はいずれも 80%を超え、1,000m 未満の割合は 95%を超えている。[表 3-2、図 3-2]

表 3-2 世帯の型別、最寄りの医療機関までの距離別普通世帯数及び割合（平成 30 年）

世帯の型	総数	普通世帯				
		最寄りの医療機関までの距離				
		総数	500m未満		500m 以上 1,000m 未満	1,000m 以上
			250m未満	250m以上 500m未満		
実数（世帯）						
総数	1,073,000	925,600	542,200	383,400	131,100	16,300
うち、65歳以上の単身世帯	127,600	112,000	64,800	47,200	13,800	1,800
うち、75歳以上の単身世帯	68,600	59,800	34,400	25,400	7,500	1,300
うち、高齢夫婦世帯	99,200	83,400	46,900	36,500	13,600	2,100
割合（%）						
総数	100.0	86.3	50.5	35.7	12.2	1.5
うち、65歳以上の単身世帯	100.0	87.8	50.8	37.0	10.8	1.4
うち、75歳以上の単身世帯	100.0	87.2	50.1	37.0	10.9	1.9
うち、高齢夫婦世帯	100.0	84.1	47.3	36.8	13.7	2.1

注）各区分とも表章単位未満を四捨五入しており、各区分の計と総数は必ずしも一致しない。

図 3-2 世帯の型別、最寄りの医療機関までの距離別割合（平成 30 年）



(3) 最寄りの緊急避難場所までの距離 — 500m 未満は普通世帯の 87.9%

本市の普通世帯 1,073,000 世帯を最寄りの緊急避難場所までの距離別にみると、最寄りの緊急避難場所まで「500m 未満」は 942,900 世帯（普通世帯全体に占める割合は 87.9%）となっている。また、「500m 以上 1,000m 未満」は 121,700 世帯（同 11.3%）となっており、最寄りの緊急避難場所まで 1,000m 未満である普通世帯の割合は 99.2%にのぼる。

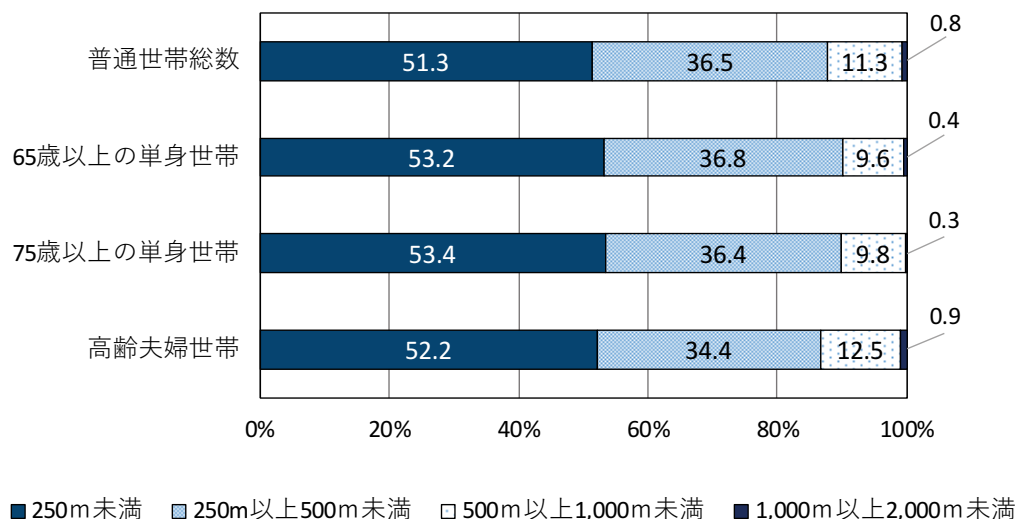
なお、普通世帯のうち 65 歳以上の単身世帯、75 歳以上の単身世帯、高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上かつ妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯）に限ってみても、緊急避難場所まで 500m 未満の割合はいずれも 85%を超え、1,000m 未満の割合は 99%を超えている。[表 3-3、図 3-3]

表 3-3 世帯の型別、最寄りの緊急避難場所までの距離別普通世帯数及び割合（平成 30 年）

世帯の型	総数	普通世帯					
		最寄りの緊急避難場所までの距離					
		総数	500m 未満		500m 以上 1,000m 未満	1,000m 以上 2,000m 未満	2,000m 以上
			250m 未満	250m 以上 500m 未満			
実数（世帯）							
総数	1,073,000	942,900	550,800	392,100	121,700	8,400	—
うち、65歳以上の単身世帯	127,600	114,900	67,900	47,000	12,300	500	—
うち、75歳以上の単身世帯	68,600	61,600	36,600	25,000	6,700	200	—
うち、高齢夫婦世帯	99,200	85,900	51,800	34,100	12,400	900	—
割合（%）							
総数	100.0	87.9	51.3	36.5	11.3	0.8	—
うち、65歳以上の単身世帯	100.0	90.0	53.2	36.8	9.6	0.4	—
うち、75歳以上の単身世帯	100.0	89.8	53.4	36.4	9.8	0.3	—
うち、高齢夫婦世帯	100.0	86.6	52.2	34.4	12.5	0.9	—

注）各区分とも表章単位未満を四捨五入しており、各区分の計と総数は必ずしも一致しない。

図 3-3 世帯の型別、最寄りの緊急避難場所までの距離別割合（平成 30 年）



(4) 最寄りの公園までの距離 — 500m 未満は普通世帯の 87.7%

本市の普通世帯 1,073,000 世帯を最寄りの公園までの距離別にみると、「250m 未満」は 584,100 世帯（普通世帯全体に占める割合は 54.4%）、「250m 以上 500m 未満」は 357,400 世帯（同 33.3%）となっており、最寄りの公園まで 500m 未満である普通世帯の割合は 87.7%を占める。[表 3-4]

表 3-4 最寄りの公園までの距離別普通世帯数及び割合 （平成 30 年）

	総数	普通世帯 最寄りの公園までの距離				
		500m 未満			500m 以上 1,000m 未満	1,000m 以上
		総数	250m 未満	250m 以上 500m 未満		
実数（世帯）	1,073,000	941,500	584,100	357,400	119,200	12,200
割合（%）	100.0	87.7	54.4	33.3	11.1	1.1

注）各区分とも表章単位未満を四捨五入しており、各区分の計と総数は必ずしも一致しない。

(5) 最寄りの保育所までの距離 — 500m 未満は普通世帯の 61.2%

本市の普通世帯 1,073,000 世帯を最寄りの保育所までの距離別にみると、「500m 未満」は 657,200 世帯と最も多く、普通世帯全体に占める割合は 61.2%となっている。「500m 以上 1,000m 未満」の 376,400 世帯（普通世帯全体に占める割合 35.1%）をあわせ、保育所まで 1,000m 未満の普通世帯の割合は 96.3%にのぼる。

なお、6 歳未満の子のいる普通世帯に限ってみても割合の傾向はほぼ同様であり、保育所までの距離が「500m 未満」は 6 歳未満の子のいる普通世帯の 60.2%、「500m 以上 1,000m 未満」は 36.0%であり、6 歳未満の子のいる普通世帯のうち保育所まで 1,000m 未満の割合は 96.2%を占める。

[表 3-5]

表 3-5 最寄りの保育所までの距離別普通世帯数及び割合 （平成 30 年）

世帯の型	総数	普通世帯 最寄りの保育所までの距離		
		500m 未満	500m 以上 1,000m 未満	1,000m 以上
実数（世帯）				
総数	1,073,000	657,200	376,400	39,400
うち、6 歳未満の子のいる世帯	82,200	49,500	29,600	3,100
割合（%）				
総数	100.0	61.2	35.1	3.7
うち、6 歳未満の子のいる世帯	100.0	60.2	36.0	3.8

注）各区分とも表章単位未満を四捨五入しており、各区分の計と総数は必ずしも一致しない。

（６）最寄りの小学校までの距離 — 1,000m 未満は普通世帯の 87.0%

本市の普通世帯 1,073,000 世帯を最寄りの小学校までの距離別にみると、最も多いのは「500m 以上 1,000m 未満」の 617,900 世帯であり、普通世帯全体に占める割合は 57.6%となっている。これに、「500m 未満」の 315,200 世帯（普通世帯全体に占める割合は 29.4%）をあわせ、最寄りの小学校まで 1,000m 未満である普通世帯の割合は 87.0%を占める。[表 3-6]

表 3-6 最寄りの小学校までの距離別普通世帯数及び割合

（平成 30 年）

	総数	普通世帯		
		最寄りの小学校までの距離		
		500m 未満	500m以上 1,000m未満	1,000m 以上
実数（世帯）	1,073,000	315,200	617,900	139,900
割合（%）	100.0	29.4	57.6	13.0

注）各区分とも表章単位未満を四捨五入しており、各区分の計と総数は必ずしも一致しない。

（７）最寄りの中学校までの距離 — 1,000m 未満は普通世帯の 51.7%

本市の普通世帯 1,073,000 世帯を最寄りの中学校までの距離別にみると、最も多いのは「1,000m 以上」の 518,500 世帯であり、普通世帯全体に占める割合は 48.3%となっている。

次いで多いのは「500m 以上 1,000m 未満」の 434,300 世帯（普通世帯全体に占める割合は 40.5%）となっており、これに「500m 未満」の 120,100 世帯（同 11.2%）とあわせると、最寄りの中学校まで 1,000m 未満である普通世帯の割合は 51.7%となっている。[表 3-7]

表 3-7 最寄りの中学校までの距離別普通世帯数及び割合

（平成 30 年）

	総数	普通世帯		
		最寄りの中学校までの距離		
		500m 未満	500m以上 1,000m未満	1,000m 以上
実数（世帯）	1,073,000	120,100	434,300	518,500
割合（%）	100.0	11.2	40.5	48.3

注）各区分とも表章単位未満を四捨五入しており、各区分の計と総数は必ずしも一致しない。

（８）最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離 － 500m 未満は高齢者主世帯の 71.2%

本市の高齢者主世帯 232,000 世帯を最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別にみると、最も多いのは「500m 未満」の 165,200 世帯（高齢者主世帯全体に占める割合は 71.2%）となっている。次いで多い「500m 以上 1,000m 未満」の 55,800 世帯（同 24.1%）とあわせ、最寄りの老人デイサービスセンターまで 1,000m 未満である高齢者主世帯の割合は 95.3%にのぼる。

なお、高齢者主世帯を「65 歳以上の単身世帯」と「65 歳以上の夫婦世帯」^{（注）}の別にみても、また、「65 歳以上の世帯員のいる世帯」に範囲を広げてみてもほぼ同様の傾向であり、9 割以上が最寄りの老人デイサービスセンターまで 1,000m 未満となっている。〔表 3-8〕

（注）65 歳以上の夫婦世帯…「いずれか一方のみが 65 歳以上夫婦」及び「夫婦とも 65 歳以上」をいう。
夫婦の一方の年齢が不明の場合は、もう一方の年齢が 65 歳以上でも含まない。

表 3-8 高齢世帯の型別、最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別高齢者主世帯数及び割合（平成 30 年）

高齢世帯の型	総数	高齢者主世帯			
		最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離			
		500m 未満	500m 以上 1,000m 未満	1,000m 以上 2,000m 未満	2,000m 以上
実 数（世帯）					
総 数	232,000	165,200	55,800	10,400	700
65歳以上の単身世帯	127,600	91,600	30,900	4,600	500
65歳以上の夫婦世帯	104,400	73,500	24,900	5,800	200
いづれか一方のみが65歳以上夫婦	19,000	13,000	4,700	1,300	0
夫婦とも65歳以上	85,500	60,600	20,100	4,500	200
（別掲）65歳以上の世帯員のいる世帯	371,000	262,100	89,900	18,000	1,100
割 合（%）					
総 数	100.0	71.2	24.1	4.5	0.3
65歳以上の単身世帯	100.0	71.8	24.2	3.6	0.4
65歳以上の夫婦世帯	100.0	70.4	23.9	5.6	0.2
いづれか一方のみが65歳以上夫婦	100.0	68.4	24.7	6.8	0.0
夫婦とも65歳以上	100.0	70.9	23.5	5.3	0.2
（別掲）65歳以上の世帯員のいる世帯	100.0	70.6	24.2	4.9	0.3

注）各区分とも表章単位未満を四捨五入しており、各区分の計と総数は必ずしも一致しない。

4 一戸建の敷地面積、建築面積

(1) 一戸建住宅の敷地面積 — 1住宅当たり敷地面積は185.85平方メートル

本市の居住世帯のある住宅のうち一戸建 341,600 戸を敷地面積別にみると、最も多いのは「100～199 平方メートル」の 166,700 戸（一戸建住宅全体に占める割合は 48.8%）、次いで多いのは「99 平方メートル以下」の 71,300 戸（同 20.9%）、「200～299 平方メートル」の 51,500 戸（同 15.1%）の順となっている。

住宅の所有の関係別に割合をみると、持ち家では「100～199 平方メートル」の割合が最も高く 51.2%、次いで「99 平方メートル以下」の 19.9%、「200～299 平方メートル」の 16.0%の順となっているが、借家では「99 平方メートル以下」の割合が最も高く 63.4%、次いで「100～199 平方メートル」の 29.3%となっている。〔表 4-1、図 4-1〕

また、1 住宅当たり敷地面積は、平成 30 年は一戸建住宅全体でみると 185.85 平方メートルとなっており、このうち持ち家では 188.97 平方メートルとやや大きい。平成 10 年以降の推移をみると、持ち家、借家のいずれにおいても傾向として小さくなってきているが、特に持ち家では、平成 10 年から 30 年までの 20 年間で約 18 平方メートル小さくなっている。〔表 4-2〕

表 4-1 一戸建住宅の所有の関係別、敷地面積別住宅数及び割合（平成 30 年）

住宅の 所有の関係	総数	一戸建住宅							
		敷地面積							
		99 平方メートル 以下	100～199 平方メートル	200～299 平方メートル	総数	300平方メートル以上			
						300～499 平方メートル	500～699 平方メートル	700～999 平方メートル	1000 平方メートル 以上
住宅数（戸）									
総数	341,600	71,300	166,700	51,500	41,200	30,600	5,800	3,500	1,300
持ち家	318,300	63,500	163,000	51,000	40,800	30,200	5,800	3,500	1,300
借家	12,300	7,800	3,600	500	500	400	100	0	0
割合（％）									
総数	100.0	20.9	48.8	15.1	12.1	9.0	1.7	1.0	0.4
持ち家	100.0	19.9	51.2	16.0	12.8	9.5	1.8	1.1	0.4
借家	100.0	63.4	29.3	4.1	4.1	3.3	0.8	0.0	0.0

注）各区分とも表章単位未満を四捨五入しており、各区分の計と総数は必ずしも一致しない。

注）総数には住宅の所有の関係、敷地面積「不詳」を含む。

図 4-1 一戸建住宅の所有の関係別、敷地面積別割合（平成 30 年）

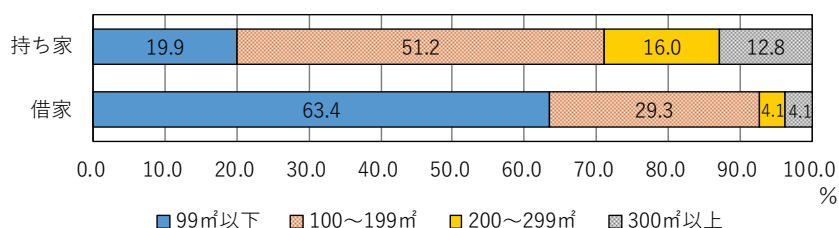


表 4-2 住宅の所有の関係別一戸建住宅の1住宅当たり敷地面積の推移

住宅の 所有の関係	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
総数 (㎡)	200	194	190.94	188.25	185.85
持ち家	207	201	196.62	193.11	188.97
借家	111	111	112.18	107.93	105.28

注）平成10年、15年は整数値での表章

(2) 一戸建住宅の建築面積 — 1住宅当たり建築面積は73.90平方メートル

本市の居住世帯のある住宅のうち一戸建341,600戸を建築面積別にみると、最も多いのは「50～99平方メートル」の209,200戸（一戸建住宅全体に占める割合は61.2%）、次いで多いのは「49平方メートル以下」の66,400戸（同19.4%）、「100～149平方メートル」の41,900戸（同12.3%）の順となっている。

住宅の所有の関係別に割合をみると、持ち家では「50～99平方メートル」の割合が最も高く64.1%、次いで「49平方メートル以下」の18.9%、「100～149平方メートル」の12.9%の順となっているが、借家では「49平方メートル以下」の割合が最も高く49.6%、次いで「50～99平方メートル」の43.1%となっている。〔表4-3、図4-2〕

また、1住宅当たり建築面積は、平成30年は一戸建住宅全体でみると73.90平方メートルとなっており、このうち持ち家では74.59平方メートルとやや大きい。平成10年以降の推移をみると、持ち家ではやや小さくなってきている。〔表4-4〕

表4-3 一戸建住宅の所有の関係別、建築面積別住宅数及び割合（平成30年）

住宅の 所有の関係	総数	一戸建住宅			
		建築面積			
		49 平方メートル 以下	50～99 平方メートル	100～149 平方メートル	150 平方メートル 以上
住宅数（戸）					
総数	341,600	66,400	209,200	41,900	13,200
持ち家	318,300	60,300	203,900	41,000	13,000
借家	12,300	6,100	5,300	800	200
割合（%）					
総数	100.0	19.4	61.2	12.3	3.9
持ち家	100.0	18.9	64.1	12.9	4.1
借家	100.0	49.6	43.1	6.5	1.6

注）各区分とも表章単位未満を四捨五入しており、各区分の計と総数は必ずしも一致しない。
注）総数には住宅の所有の関係、建築面積「不詳」を含む。

図4-2 一戸建住宅の所有の関係別、建築面積別割合（平成30年）

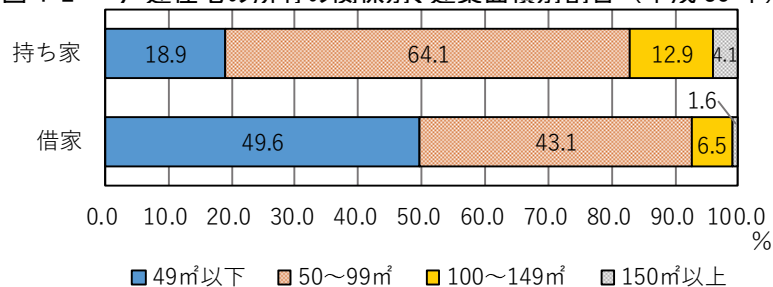


表4-4 住宅の所有の関係別一戸建住宅の1住宅当たり建築面積の推移

住宅の 所有の関係	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
総数（㎡）	77	76	75.67	74.82	73.90
持ち家	78	78	76.96	75.98	74.59
借家	56	57	57.75	55.69	56.14

注）平成10年、15年は整数値での表章

5 世帯所有空き家 <乙>

この項目は、調査票乙及び建物調査票を用いた集計結果に基づいています。これまでに本市が公表した「住宅及び世帯に関する基本集計」及びこの項目以前の「住宅の構造等に関する集計」は、調査票甲及び乙、並びに建物調査票を用いた集計結果に基づいて作成しており、対象範囲等が異なりますので、比較を行う際にはご注意ください。

(1) 取得方法別世帯所有空き家 — 世帯所有空き家の 50.0%が「相続・贈与」

世帯所有空き家とは、現住居以外に所有する住宅のうち、主な用途が「居住世帯のない住宅（空き家）」の「その他」に該当する住宅（「二次的住宅・別荘用」、「貸家用」、「売却用」以外の住宅）をいう。

本市の世帯所有空き家 10,000 戸について取得方法別にみると、最も多いのは「相続・贈与」の 5,000 戸（世帯所有空き家の 50.0%）、次いで多いのは「新築・建替」の 2,000 戸（同 20.0%）となっている。

また、世帯所有空き家を居住世帯のない期間別にみると、「5 年以上 11 年未満」及び「不明」が最も多いものの各 2,000 戸となっており、他の期間を含めていずれの区分にも大きな偏りは見られない。

なお、世帯所有空き家を建て方別にみると一戸建が 8,000 戸であり、世帯所有空き家の 80.0% を占めている。[表 5-1]

表 5-1 住宅の建て方別、居住世帯のない期間別、取得方法別世帯所有空き家数
(平成 30 年)

世帯所有空き家の建て方、 居住世帯のない期間	総数	世帯所有空き家				
		世帯所有空き家の取得方法				
		新築・建替	新築の住宅 を購入	中古の住宅 を購入	相続・贈与	その他
世帯所有空き家数（戸）						
総数	10,000	2,000	1,000	1,000	5,000	1,000
1 年未満	1,000	0	0	0	0	—
1 年以上 3 年未満	1,000	0	0	0	1,000	—
3 年以上 5 年未満	1,000	—	—	0	1,000	—
5 年以上 11 年未満	2,000	0	0	0	1,000	0
11 年以上 20 年未満	1,000	0	0	—	0	0
20 年以上	1,000	0	—	0	1,000	—
不明	2,000	1,000	—	0	1,000	0
うち、一戸建	8,000	2,000	0	1,000	4,000	1,000
1 年未満	1,000	0	0	0	0	—
1 年以上 3 年未満	1,000	0	0	—	0	—
3 年以上 5 年未満	1,000	—	—	0	1,000	—
5 年以上 11 年未満	2,000	—	0	0	1,000	0
11 年以上 20 年未満	1,000	0	0	—	0	0
20 年以上	1,000	0	—	—	0	—
不明	1,000	0	—	—	1,000	—

注）総数には世帯所有空き家の取得方法「不詳」、建て方「不詳」、居住世帯のない期間「不詳」を含む。

注）各区分とも表章単位未満を四捨五入しており、各区分の計と総数は必ずしも一致しない。

(2) 建築の時期別世帯所有空き家 — 世帯所有空き家の 80.0%が昭和 55 年以前の建築

本市の世帯所有空き家 10,000 戸について建築の時期別にみると、最も多いのは「昭和 45 年以前」の 5,000 戸、次いで多いのは「昭和 46 年～55 年」の 3,000 戸となっている。新耐震基準施行は昭和 56 年であることから、世帯所有空き家のうち 80.0%は新耐震基準施行以前の建築ということになる。

さらに建て方別にみると、一戸建では昭和 55 年以前の建築が計 6,000 戸であり、一戸建の世帯所有空き家 8,000 戸のうち 75.0%を占めている。[表 5-2]

表 5-2 住宅の建築の時期別、建て方別世帯所有空き家数
(平成 30 年)

世帯所有空き家の 建築の時期	総数	世帯所有空き家	
		世帯所有空き家の建て方	
		一戸建	長屋建・共同 住宅・その他
世帯所有空き家数(戸)			
総 数	10,000	8,000	2,000
昭 和 45 年 以 前	5,000	5,000	1,000
昭 和 46 年 ～ 55 年	3,000	1,000	1,000
昭 和 56 年 ～ 平 成 2 年	1,000	1,000	0
平 成 3 年 ～ 12 年	1,000	1,000	—
平 成 13 年 ～ 22 年	0	0	0
平 成 23 年 ～ 30 年 9 月	0	0	0

注) 総数には世帯所有空き家の建築の時期「不詳」、建て方「不詳」を含む。

注) 各区分とも表章単位未満を四捨五入しており、各区分の計と総数は必ずしも一致しない。

(参考)全国、21 大都市別の主な指標

(平成 30 年)

都市名	高齢者のいる主世帯				持ち家				一戸建				世帯所有空き家<乙>			
	一定の バリアフリー 化率		高度の バリアフリー 化率		平成26年以降 に住宅の耐震 診断をした 割合		平成26年以降 に住宅の耐震 改修工事を した割合		1住宅当たり 敷地面積		1住宅当たり 建築面積		建築の時期が 昭和55年以前 の割合		取得方法が 「相続・贈与」 の割合	
	(%)	順位	(%)	順位	(%)	順位	(%)	順位	(m ²)	順位	(m ²)	順位	(%)	順位	(%)	順位
全国	42.4		8.8		9.1		1.8		259.68		81.16		70.4		52.2	
札幌市	42.3		9.5		8.6		1.1		206.32		72.87		60.0		60.0	
仙台市	43.6		11.2		16.8		2.2		242.85		79.69		66.7		33.3	⑮
さいたま市	40.5		8.7		13.2		1.5		174.71		66.30		50.0	⑳	50.0	
千葉市	39.1		8.3		9.6		1.3		199.20		70.52		100.0	①	66.7	
東京都区部	42.1		9.5		19.1		1.5		117.78		58.09		56.7		43.3	
横浜市	42.4		9.6		14.1		1.6		160.33		63.53		58.3		58.3	
川崎市	40.2		9.6		12.9		1.1		143.93		59.54		75.0		50.0	
相模原市	41.6		8.7		8.4		1.5		174.99		63.82		66.7		33.3	⑮
新潟市	42.5		8.7		5.8	㉑	1.6		262.26		91.78	①	66.7		66.7	
静岡市	45.0		9.6		10.7		3.0		184.68		74.22		66.7		66.7	
浜松市	47.8		10.5		10.5		2.2		263.27		81.80		66.7		66.7	
名古屋市	44.1	④	9.2	⑫	12.3	⑧	1.9	⑤	185.85	⑩	73.90	⑨	80.0	②	50.0	⑪
京都市	35.9	㉑	6.6	㉑	7.8		1.8		126.27		61.97		66.7		44.4	
大阪市	39.4		9.6		10.1		1.2		89.57	㉑	54.93	㉑	50.0	㉑	37.5	
堺市	40.3		8.0		7.4		1.5		150.43		67.40		66.7		33.3	⑮
神戸市	49.6	①	13.3	①	11.2		1.7		160.34		66.38		71.4		71.4	
岡山市	43.1		9.1		7.0		1.3		239.06		81.60		71.4		42.9	
広島市	42.6		8.4		7.8		1.3		177.39		69.77		60.0		70.0	
北九州市	41.9		8.0		6.4		1.2		211.33		76.46		75.0		75.0	①
福岡市	40.3		9.5		13.3		1.0	㉑	220.83		77.44		75.0		75.0	①
熊本市	42.7		9.4		19.6	①	4.8	①	267.61	①	83.47	①	66.7		33.3	⑮

都市名	普通世帯												高齢者主世帯	
	最寄りの生活関連施設までの距離													
	駅まで 1,000m 未満の割合	医療機関まで 500m未満 の割合	緊急避難場所 まで500m 未満の割合	公園まで 500m未満 の割合	保育所まで 500m未満 の割合	小学校まで 1,000m 未満の割合	中学校まで 1,000m 未満の割合	老人デイベ ンター まで500m 未満の割合					(%)	順位
全国	42.9	59.3	62.3	68.3	40.4	60.9	36.3	46.0						
札幌市	64.8	76.4	77.5	97.6	58.0	79.9	47.5	65.6						
仙台市	44.0	58.8	50.2	87.1	46.7	65.9	38.0	46.8						
さいたま市	46.0	74.7	64.4	91.1	56.9	71.0	41.6	58.3						
千葉市	56.4	65.4	69.1	93.6	41.3	70.1	39.4	58.2						
東京都区部	82.6	92.1	83.3	92.1	84.7	96.2	73.9	77.8		①				
横浜市	52.9	76.8	55.5	90.4	54.6	75.9	42.4	65.1						
川崎市	60.6	78.3	57.0	96.0	70.6	84.5	56.4	69.8						
相模原市	42.7	75.3	94.7	91.2	56.7	69.9	40.7	60.7						
新潟市	26.1	54.0	61.3	88.9	37.4	55.5	27.1	44.1						
静岡市	17.2	59.4	46.7	36.2	43.4	61.5	39.1	47.3						
浜松市	24.5	57.1	34.8	34.3	25.0	51.4	28.1	40.8		㉑				
名古屋市	66.0	86.3	87.9	87.7	61.2	87.0	51.7	71.2		③	⑤			
京都市	62.1	89.0	75.5	88.3	59.8	84.6	52.9	67.5						
大阪市	85.5	85.1	95.4	94.8	79.2	95.9	76.1	84.6		①				
堺市	56.2	91.9	72.0	90.6	45.1	76.3	45.0	76.1						
神戸市	61.5	77.2	58.2	92.7	57.9	74.8	48.9	54.2						
岡山市	33.9	75.4	44.6	18.9	29.0	48.6	26.3	49.9		㉑				
広島市	54.3	76.8	74.2	87.5	48.0	70.6	28.1	56.2						
北九州市	43.4	81.0	77.8	71.5	42.6	71.6	45.7	75.9						
福岡市	58.5	81.8	65.1	77.4	63.8	80.7	45.0	70.7						
熊本市	32.1	73.1	63.7	89.1	39.1	61.4	31.4	47.1						

平成 30 年住宅・土地統計調査結果（名古屋の住宅・土地）

《土地集計》

はじめに

平成 30 年 10 月 1 日現在で行われた平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省統計局所管：基幹統計）について、土地集計が公表されましたので、名古屋市分について概要を紹介します。

なお、この資料は総務省が土地集計で公表している結果のうち、調査票乙及び建物調査票を用いた集計結果から作成しています。本市公表の「住宅及び世帯に関する基本集計」及び「住宅の構造等に関する集計」（「世帯所有空き家」の項目を除く）は調査票甲及び乙、並びに建物調査票を用いた集計結果であり、今回の土地集計とは対象範囲等が異なりますので、比較を行う際にはご注意ください。

1 世帯が所有している土地の状況 <乙>

（1）土地を所有している世帯の割合－現住居の敷地を所有 33.1%、現住居の敷地以外の土地を所有 7.9%

本市の普通世帯 1,068,000 世帯のうち、現住居の敷地を所有している世帯は 354,000 世帯（普通世帯全体に占める割合は 33.1%）となっている。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯は 84,000 世帯（同 7.9%）、このうち現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯は 74,000 世帯（同 6.9%）となっている。

なお、土地を所有している世帯は 376,000 世帯（同 35.2%）であり、住宅を所有している世帯 462,000 世帯（同 43.3%）に比べると少ない。[表 1-1]

表 1-1 土地の所有状況別普通世帯数
（参考：住宅の所有状況別普通世帯数）

	普通世帯 総数	総数	土地を所有している世帯			（参考）住宅を所有している世帯		
			現住居の敷地を 所有している	現住居の敷地以外の土地を 所有している	うち 現住居の敷地 以外の宅地な どを所有して いる	総数	現住居を所有 している	現住居以外の 住宅を所有 している
実数（世帯）	1,068,000	376,000	354,000	84,000	74,000	462,000	443,000	60,000
割合（%）	100.0	35.2	33.1	7.9	6.9	43.3	41.5	5.6

注）各所有状況について世帯を計上しているため、内訳は総数に一致しない。

（2）家計を主に支える者の年齢階級別割合－「55～59 歳」以上の各年齢階級では現住居の敷地を所有が 40%以上

現住居の敷地を所有している世帯について、家計を主に支える者の年齢階級別に所有の割合をみると、年齢階級が高いほど所有している世帯の割合が高い傾向が見られ、「30 歳未満」の普通世帯では所有している世帯の割合は 1.1%にすぎないが、「35～39 歳」の普通世帯では 24.0%となっており、「40～44 歳」から「50～54 歳」までの各年齢階級では 30%台、「55～59 歳」以上の各年齢階級では 40%以上となっている。

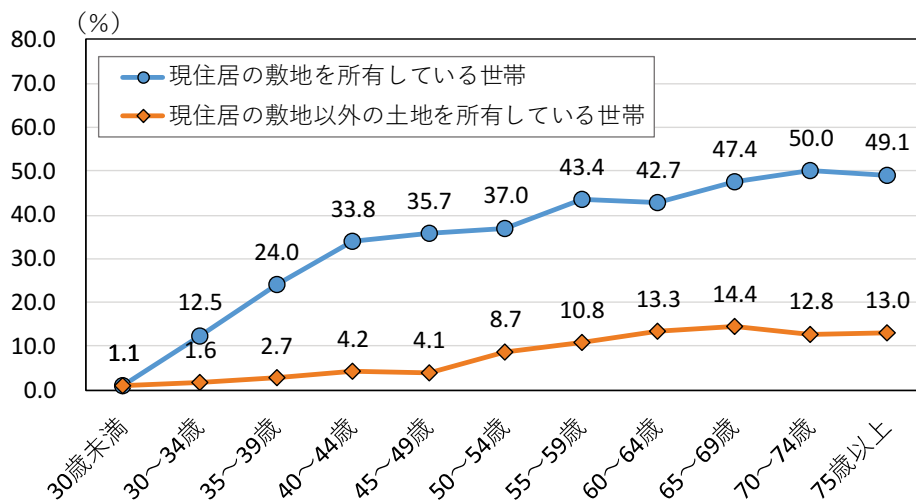
また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯についても同様に、家計を主に支える者の年齢階級別に所有の割合をみると、年齢階級が高いほど所有している世帯の割合が高い傾向が見られ、「55～59 歳」以上のいずれの年齢階級においても 10%以上となっている。[表 1-2、図 1-1]

表 1-2 家計を主に支える者の年齢階級別土地を所有している普通世帯数及び割合
 (参考: 家計を主に支える者の年齢階級別住宅を所有している普通世帯数及び割合)
 (平成 30 年)

家計を主に支える者の年齢階級	普通世帯 総数	土地を所有している世帯			(参考) 住宅を所有している世帯		
		総数	現住居の敷地を所有している	現住居の敷地以外の土地を所有している	総数	現住居を所有している	現住居以外の住宅を所有している
実数(世帯)							
総 数	1,068,000	376,000	354,000	84,000	462,000	443,000	60,000
30歳未満	92,000	2,000	1,000	1,000	4,000	4,000	0
30～34歳	64,000	8,000	8,000	1,000	10,000	10,000	1,000
35～39歳	75,000	19,000	18,000	2,000	25,000	24,000	2,000
40～44歳	71,000	25,000	24,000	3,000	32,000	30,000	4,000
45～49歳	98,000	36,000	35,000	4,000	45,000	43,000	3,000
50～54歳	92,000	37,000	34,000	8,000	45,000	43,000	5,000
55～59歳	83,000	39,000	36,000	9,000	47,000	44,000	8,000
60～64歳	75,000	35,000	32,000	10,000	42,000	40,000	8,000
65～69歳	97,000	48,000	46,000	14,000	59,000	57,000	10,000
70～74歳	78,000	40,000	39,000	10,000	46,000	46,000	8,000
75歳以上	161,000	83,000	79,000	21,000	93,000	90,000	12,000
割合(%)							
総 数	100.0	35.2	33.1	7.9	43.3	41.5	5.6
30歳未満	100.0	2.2	1.1	1.1	4.3	4.3	0.0
30～34歳	100.0	12.5	12.5	1.6	15.6	15.6	1.6
35～39歳	100.0	25.3	24.0	2.7	33.3	32.0	2.7
40～44歳	100.0	35.2	33.8	4.2	45.1	42.3	5.6
45～49歳	100.0	36.7	35.7	4.1	45.9	43.9	3.1
50～54歳	100.0	40.2	37.0	8.7	48.9	46.7	5.4
55～59歳	100.0	47.0	43.4	10.8	56.6	53.0	9.6
60～64歳	100.0	46.7	42.7	13.3	56.0	53.3	10.7
65～69歳	100.0	49.5	47.4	14.4	60.8	58.8	10.3
70～74歳	100.0	51.3	50.0	12.8	59.0	59.0	10.3
75歳以上	100.0	51.6	49.1	13.0	57.8	55.9	7.5

注) 総数には年齢「不詳」を含む。

図 1-1 家計を主に支える者の年齢階級別土地を所有している世帯の割合 (平成 30 年)



(3) 世帯の年間収入階級別割合 — 年間収入階級が高いほど所有の割合が高い

現住居の敷地を所有している世帯について、世帯の年間収入階級別に所有の割合をみると、年間収入階級が高いほど所有している世帯の割合が高い傾向が見られ、「400～500万円未満」の普通世帯では34.5%、「500～700万円未満」の普通世帯では42.6%、「1000～1500万円未満」の普通世帯では61.7%となっており、「2000万円以上」では84.6%と最も高い。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯についても同様に、世帯の年間収入階級別に所有の割合をみると、年間収入階級が高いほど所有している世帯の割合が高い傾向が見られる。

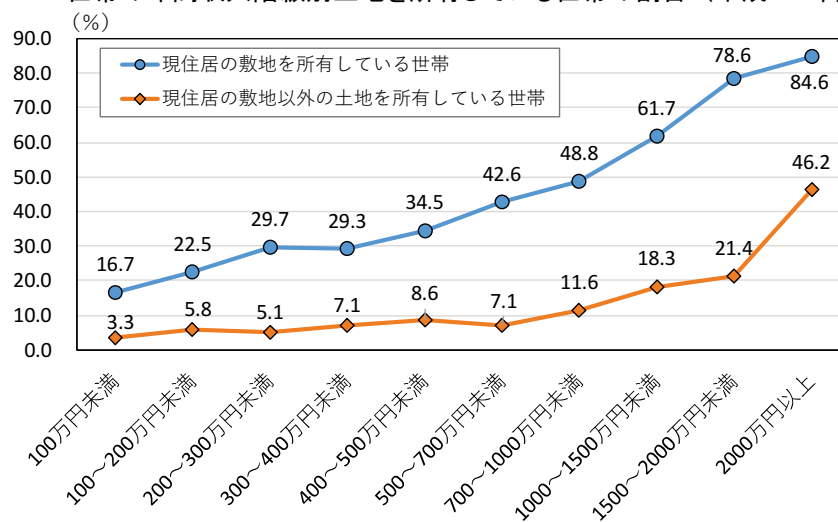
[表 1-3、図 1-2]

表 1-3 世帯の年間収入階級別土地を所有している普通世帯数及び割合
(参考: 世帯の年間収入階級別住宅を所有している普通世帯数及び割合)
(平成 30 年)

世帯の年間収入階級	普通世帯 総数	総数	土地を所有している世帯		総数	(参考) 住宅を所有している世帯	
			現住居の敷地を 所有している	現住居の敷地以外 の土地を所有して いる		現住居を所有 している	現住居以外 の住宅を所有 している
実数(世帯)							
総 数	1,068,000	376,000	354,000	84,000	462,000	443,000	60,000
100万円未満	60,000	11,000	10,000	2,000	14,000	13,000	1,000
100～200万円未満	138,000	34,000	31,000	8,000	39,000	38,000	3,000
200～300万円未満	158,000	49,000	47,000	8,000	58,000	56,000	6,000
300～400万円未満	140,000	43,000	41,000	10,000	52,000	51,000	7,000
400～500万円未満	116,000	44,000	40,000	10,000	53,000	50,000	8,000
500～700万円未満	155,000	68,000	66,000	11,000	86,000	83,000	9,000
700～1000万円未満	121,000	64,000	59,000	14,000	78,000	74,000	10,000
1000～1500万円未満	60,000	39,000	37,000	11,000	46,000	43,000	9,000
1500～2000万円未満	14,000	12,000	11,000	3,000	13,000	12,000	2,000
2000万円以上	13,000	12,000	11,000	6,000	12,000	11,000	4,000
割合(%)							
総 数	100.0	35.2	33.1	7.9	43.3	41.5	5.6
100万円未満	100.0	18.3	16.7	3.3	23.3	21.7	1.7
100～200万円未満	100.0	24.6	22.5	5.8	28.3	27.5	2.2
200～300万円未満	100.0	31.0	29.7	5.1	36.7	35.4	3.8
300～400万円未満	100.0	30.7	29.3	7.1	37.1	36.4	5.0
400～500万円未満	100.0	37.9	34.5	8.6	45.7	43.1	6.9
500～700万円未満	100.0	43.9	42.6	7.1	55.5	53.5	5.8
700～1000万円未満	100.0	52.9	48.8	11.6	64.5	61.2	8.3
1000～1500万円未満	100.0	65.0	61.7	18.3	76.7	71.7	15.0
1500～2000万円未満	100.0	85.7	78.6	21.4	92.9	85.7	14.3
2000万円以上	100.0	92.3	84.6	46.2	92.3	84.6	30.8

注) 総数には世帯の年間収入階級「不詳」を含む。

図 1-2 世帯の年間収入階級別土地を所有している世帯の割合 (平成 30 年)



（４）家計を主に支える者の従業上の地位別割合 — 「自営業主」は所有の割合が高い

現住居の敷地を所有している世帯について、家計を主に支える者の従業上の地位別に所有の割合をみると、「自営業主」^{（注1）}が68.5%と最も高く、次いで「無職」^{（注2）}が56.8%、「雇用者」^{（注3）}が42.0%となっている。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯についても同様の傾向となっており、「自営業主」が27.4%と最も高く、次いで「無職」が13.6%、「雇用者」が8.9%となっている。

[表 1-4、図 1-3]

（注 1）自営業主…農林・漁業業主、商工・その他の業主

（注 2）無職 …学生、その他

（注 3）雇用者 …会社・団体・公社又は個人に雇われている者、官公庁、労働者派遣事業所の派遣社員、パート・アルバイト・その他

表 1-4 家計を主に支える者の従業上の地位別土地を所有している普通世帯数及び割合

（参考：家計を主に支える者の従業上の地位別住宅を所有している普通世帯数及び割合）

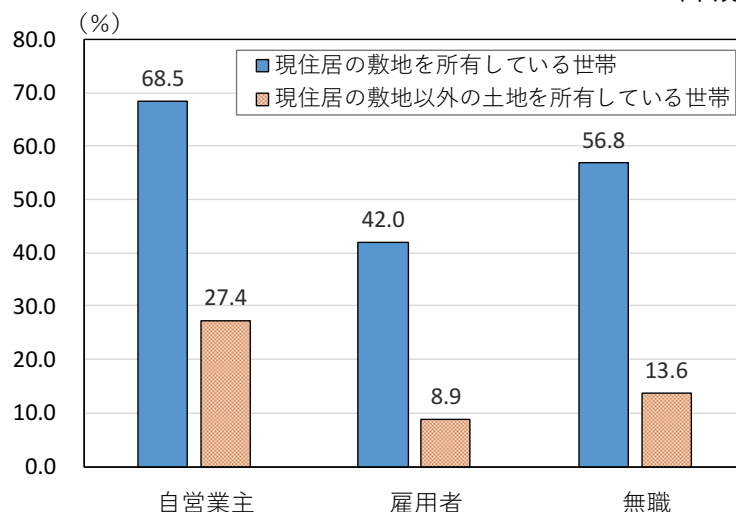
（平成 30 年）

家計を主に 支える者の 従業上の地位	普通世帯 総数	土地を所有している世帯			（参考）住宅を所有している世帯		
		総数	現住居の敷地を 所有している	現住居の敷地以外 の土地を所有して いる	総数	現住居を所有 している	現住居以外の 住宅を所有 している
実数（世帯）							
総 数	1,068,000	376,000	354,000	84,000	462,000	443,000	60,000
自営業主	73,000	52,000	50,000	20,000	55,000	52,000	14,000
雇用者	429,000	194,000	180,000	38,000	214,000	201,000	31,000
無職	176,000	105,000	100,000	24,000	109,000	106,000	14,000
割合（％）							
総 数	100.0	35.2	33.1	7.9	43.3	41.5	5.6
自営業主	100.0	71.2	68.5	27.4	75.3	71.2	19.2
雇用者	100.0	45.2	42.0	8.9	49.9	46.9	7.2
無職	100.0	59.7	56.8	13.6	61.9	60.2	8.0

注）総数には家計を主に支える者の従業上の地位「不詳」を含む。

図 1-3 家計を主に支える者の従業上の地位別土地を所有している世帯の割合

（平成 30 年）



2 世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの状況 <乙>

(1) 現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯の所有件数 — 1世帯当たり所有件数は1.6件

現住居の敷地以外の宅地などを所有している普通世帯 74,000 世帯について、1世帯当たり所有件数をみると 1.6 件となっている。

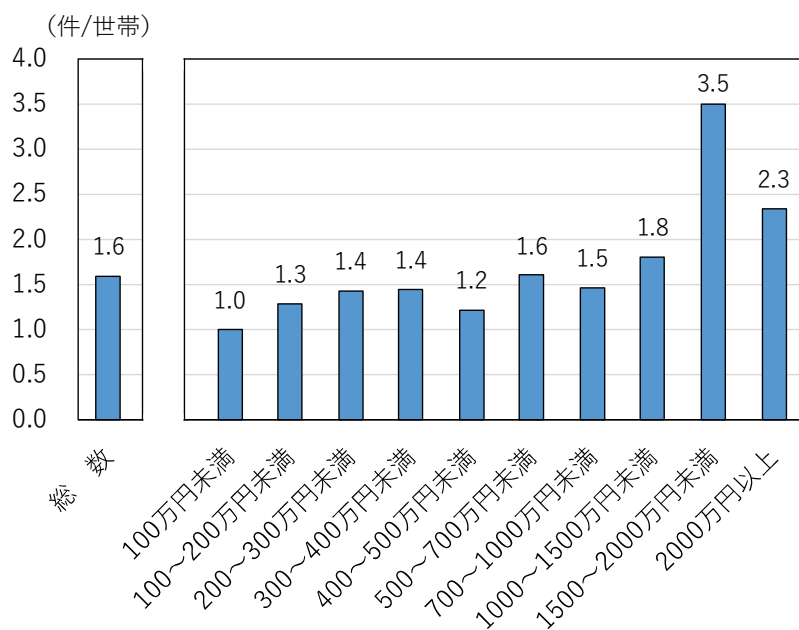
これを世帯の年間収入階級別にみると、おおむね年間収入階級が高いほど1世帯当たり所有件数が多い傾向となっており、特に 1500 万円以上では 2 件を超え、「1500 万円～2000 万円未満」では 3.5 件、「2000 万円以上」では 2.3 件となっている。〔表 2-1、図 2-1〕

表 2-1 世帯の年間収入階級別現住居の敷地以外の宅地などを所有する普通世帯数、所有件数、1世帯当たり所有件数 (平成 30 年)

世帯の年間収入階級	普通世帯数 (世帯)	現住居の敷地以外 の宅地などの 所有件数 (件)	1世帯当たり 所有件数 (件/世帯)
総 数	74,000	118,000	1.6
100万円未満	1,000	1,000	1.0
100～200万円未満	7,000	9,000	1.3
200～300万円未満	7,000	10,000	1.4
300～400万円未満	9,000	13,000	1.4
400～500万円未満	9,000	11,000	1.2
500～700万円未満	10,000	16,000	1.6
700～1000万円未満	13,000	19,000	1.5
1000～1500万円未満	10,000	18,000	1.8
1500～2000万円未満	2,000	7,000	3.5
2000万円以上	6,000	14,000	2.3

注) 総数には世帯の年間収入階級「不詳」を含む。

図 2-1 現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯の年間収入階級別1世帯当たり所有件数 (平成 30 年)



(2) 現住居の敷地以外の宅地などの取得方法 — 「相続・贈与で取得」が60.8%

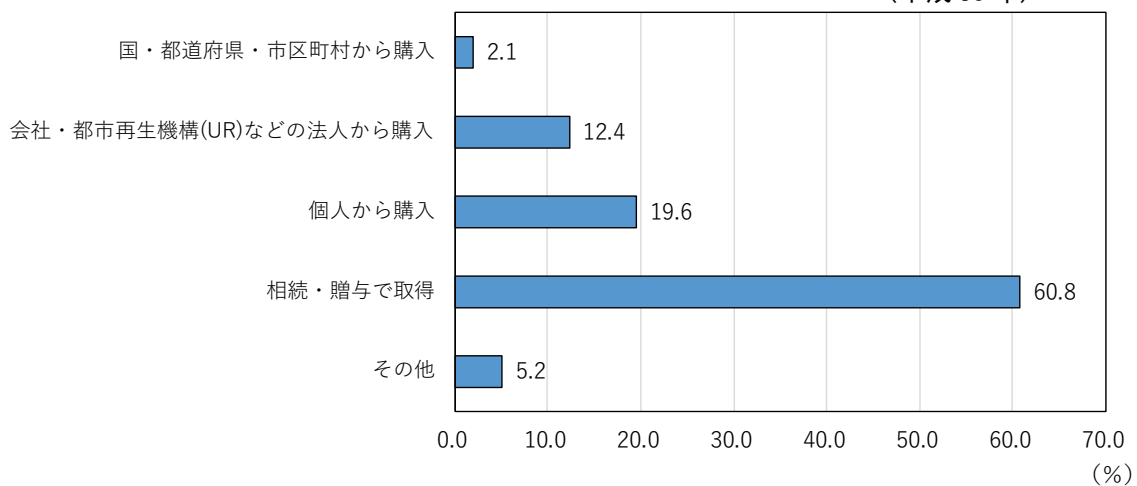
現住居の敷地以外の宅地などの所有件数について取得方法別の割合でみると、「相続・贈与で取得」が60.8%と最も高く、次いで「個人から購入」が19.6%、「会社・都市再生機構（UR）などの法人から購入」が12.4%の順となっている。[表 2-2、図 2-2]

表 2-2 現住居の敷地以外の宅地などの取得方法別所有件数及び割合
(平成 30 年)

現住居の敷地以外に所有する宅地などの取得方法	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数	
	(件)	割合 (%)
総 数	118,000	—
国・都道府県・市区町村から購入	2,000	2.1
会社・都市再生機構(UR)などの法人から購入	12,000	12.4
個人から購入	19,000	19.6
相続・贈与で取得	59,000	60.8
その他	5,000	5.2

注) 総数には取得方法「不詳」を含む。また、割合は不詳を除く総数に占める割合を表す。

図 2-2 現住居の敷地以外の宅地などの取得方法別所有件数の割合
(平成 30 年)



(3) 現住居の敷地以外の住宅用地・事業用地の利用現況 — 「主に建物の敷地として利用」が65.7%

現住居の敷地以外の宅地などの所有件数 118,000 件を利用現況別にみると、「住宅用地・事業用地」が 99,000 件、「その他（原野など）」が 1,000 件となっている。

「住宅用地・事業用地」の内訳を割合でみると、「主に建物の敷地として利用」の割合が最も高く 65.7%、屋外駐車場などを含む「主に建物の敷地以外に利用」が 22.2%、「利用していない（空き地）」が 12.1%となっている。

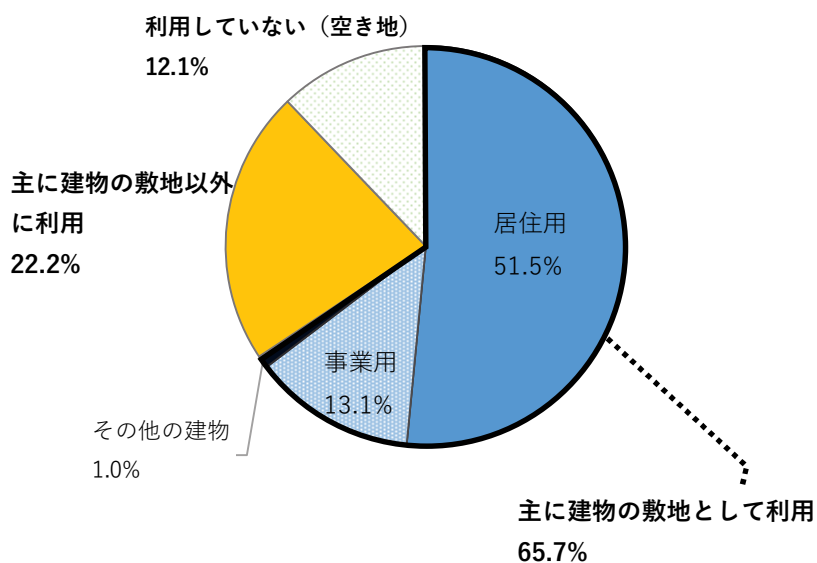
また、「主に建物の敷地として利用」の内訳をみると、「居住用」が 51.5%、「事業用」が 13.1%、「その他の建物」が 1.0%となっている。〔表 2-3、図 2-3〕

表 2-3 現住居の敷地以外の宅地などの利用現況別所有件数
及び住宅用地・事業用地に占める割合（平成 30 年）

現住居の敷地以外に所有する 宅地などの利用現況	現住居の敷地以外の宅地などの 所有件数	
	(件)	住宅用地・事業用地 に占める割合 (%)
総数	118,000	
住宅用地・事業用地	99,000	100.0
主に建物の敷地として利用	65,000	65.7
居住用	51,000	51.5
事業用	13,000	13.1
その他の建物	1,000	1.0
主に建物の敷地以外に利用	22,000	22.2
利用していない（空き地）	12,000	12.1
その他（原野など）	1,000	

注）総数には現住居の敷地以外に所有する宅地などの利用現況「不詳」を含む。

図 2-3 現住居の敷地以外の「住宅用地・事業用地」の利用現況別所有件数の割合
（平成 30 年）



(参考) 全国、21 大都市別の主な指標 <乙>

(平成 30 年)

都市名	普通世帯										所有件数		
	総数 (A) (世帯)	現住居の敷地を 所有している世帯			現住居の敷地以外の土地を 所有している世帯			現住居の敷地以外の宅地など を所有している世帯			現住居の敷地以外の宅地など の所有件数		
		(B) (世帯)	普通世帯総数 に占める割合 (B/A) (%)	順位	(C) (世帯)	普通世帯総数 に占める割合 (C/A) (%)	順位	(D) (世帯)	普通世帯総数 に占める割合 (D/A) (%)	順位	(E) (件)	所有している 普通世帯1世帯 あたり所有件数 (E/D) (件/世帯)	順位
全 国	53,892,000	25,906,000	48.1		7,054,000	13.1		4,644,000	8.6		7,191,000	1.548	
札幌市	936,000	353,000	37.7		55,000	5.9		48,000	5.1		65,000	1.354	
仙台市	512,000	184,000	35.9		36,000	7.0		31,000	6.1		41,000	1.323	㉑
さいたま市	536,000	255,000	47.6		40,000	7.5		35,000	6.5		54,000	1.543	
千葉市	422,000	185,000	43.8		26,000	6.2		23,000	5.5		33,000	1.435	
東京都区部	4,978,000	1,159,000	23.3	㉑	246,000	4.9		230,000	4.6		339,000	1.474	
横浜市	1,669,000	728,000	43.6		107,000	6.4		96,000	5.8		151,000	1.573	
川崎市	708,000	240,000	33.9		35,000	4.9		31,000	4.4		45,000	1.452	
相模原市	311,000	143,000	46.0		24,000	7.7		20,000	6.4		29,000	1.450	
新潟市	321,000	174,000	54.2	①	45,000	14.0		33,000	10.3		47,000	1.424	
静岡市	285,000	145,000	50.9		34,000	11.9		26,000	9.1		48,000	1.846	①
浜松市	315,000	165,000	52.4		56,000	17.8	①	36,000	11.4	①	60,000	1.667	
名古屋市	1,068,000	354,000	33.1	⑱	84,000	7.9	⑦	74,000	6.9	⑦	118,000	1.595	③
京都市	715,000	238,000	33.3		47,000	6.6		43,000	6.0		63,000	1.465	
大阪市	1,389,000	359,000	25.8		52,000	3.7	㉑	50,000	3.6	㉑	72,000	1.440	
堺市	344,000	175,000	50.9		22,000	6.4		20,000	5.8		31,000	1.550	
神戸市	701,000	307,000	43.8		43,000	6.1		35,000	5.0		47,000	1.343	
岡山市	318,000	151,000	47.5		41,000	12.9		30,000	9.4		44,000	1.467	
広島市	545,000	217,000	39.8		52,000	9.5		44,000	8.1		65,000	1.477	
北九州市	422,000	191,000	45.3		28,000	6.6		24,000	5.7		38,000	1.583	
福岡市	794,000	201,000	25.3		43,000	5.4		38,000	4.8		53,000	1.395	
熊本市	316,000	115,000	36.4		32,000	10.1		25,000	7.9		34,000	1.360	

調 査 の 概 要

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

調査は昭和23年以来5年ごとに行われており、平成30年調査はその15回目に当たる。

2 調査の根拠法令

平成30年住宅・土地統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）に基づいて実施した。

3 調査の時期

平成30年10月1日午前零時現在

4 調査の地域

平成30年住宅・土地統計調査は、全国の平成27年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成30年2月1日現在により設定した単位区のうち、約22万単位区（以下「調査単位区」という。）について調査した。

また、東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている以下の地域については抽出の対象から除外した。このため、集計した結果については、当該地域が含まれていない。

・全ての地域を除外

大熊町、双葉町

・一部の地域を除外

南相馬市、富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村

5 調査の対象

調査期日において、調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査区当たり17住戸、計約370万住戸・世帯）を対象とした。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

(1) 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含

む。）が居住している住宅

(2) 皇室用財産である施設

(3) 拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所

(4) 自衛隊の営舎その他の施設

(5) 在日米軍用施設

6 調査事項

平成30年住宅・土地統計調査では、世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

〔調査票甲・乙〕

(1) 世帯に関する事項

ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名

イ 種類

ウ 構成

エ 年間収入

(2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

ア 従業上の地位

イ 通勤時間

ウ 子の住んでいる場所

エ 現住居に入居した時期

オ 前住居に関する事項

(3) 住宅に関する事項

ア 居住室の数及び広さ

イ 所有関係に関する事項

ウ 現住居の名義 <乙のみ>

エ 家賃又は間代等に関する事項

オ 床面積

カ 建築時期

キ 設備に関する事項

ク 住宅の建て替え等に関する事項

ケ 増改築及び改修工事に関する事項

コ 耐震に関する事項

(4) 現住居の敷地に関する事項

ア 敷地の所有関係に関する事項

イ 所有地の名義 <乙のみ>

ウ 敷地面積

エ 取得方法・取得時期等

(5) 現住居以外の住宅に関する事項

ア 所有関係に関する事項

イ 利用に関する事項

ウ 所在地 <乙のみ>

エ 建て方 <乙のみ>

オ 取得方法 <乙のみ>

カ 建築時期 <乙のみ>

キ 居住世帯のない期間 <乙のみ>

(6) 現住居以外の土地に関する事項

ア 所有関係に関する事項

イ 利用に関する事項 <乙のみ>

ウ 所在地 <乙のみ>

エ 面積に関する事項 <乙のみ>

オ 取得方法 <乙のみ>

カ 取得時期 <乙のみ>

〔建物調査票〕

(1) 住宅に関する事項

ア 世帯の存在しない住宅の種別

イ 種類

(2) 建物に関する事項

ア 建て方

イ 構造

ウ 腐朽・破損の有無

エ 建物全体の階数

オ 敷地に接している道路の幅員

カ 建物内総住宅数

キ 設備に関する事項

7 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を主管部局とし、総務大臣―都道府県知事―市町村長―指導員―調査員―調査世帯の流れにより実施した。

(2) 調査の方法

ア 住宅・土地統計調査員は、9月11日までに受持ち調査単位区内を巡回して調査対象の把握を行い、調査対象名簿及び単位区設定図を作成した上で、調査対象となった世帯に9月15日から20日までの間にインターネット回答用の調査書類を配布した。

その後、9月25日から30日にインターネットによる回答のなかった世帯を訪問し、調査票を配布した。10月上旬に調査票を配布した世帯を再度訪問して、調査票の収集と内容検査等の事務を行った。

また、全世帯において、調査票の提出及びインターネットによる回答（オンライン調査）に代えて郵送による提出を可能とした。

イ 調査票は、調査単位区ごとに、甲又は乙のいずれか一方のみを配布した。

調査単位区の甲・乙の割り振りは、全国平均で6対1となるように無作為に行った。

ウ 調査票甲及び乙は、世帯が記入する欄については、世帯主又は世帯の代表者が記入し、調査員が記入する欄については、住宅・土地統計調査員が世帯主等に質問するなどして記入した。建物調査票は、空き家などの居住世帯のない住宅などについて、住宅・土地統計調査員が建物の外観等を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして調査した。

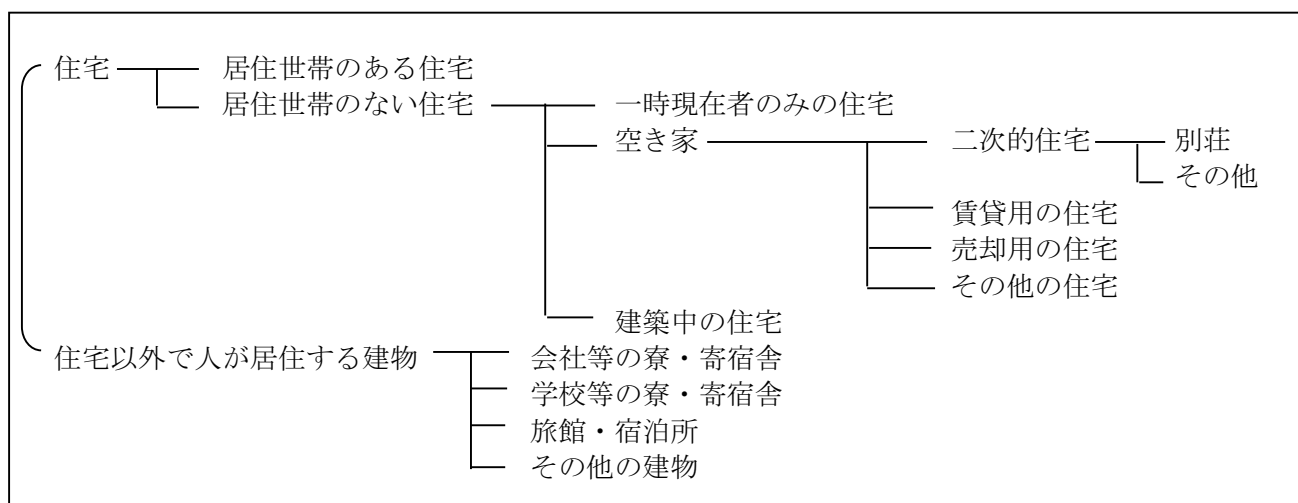
8 結果の公表

平成30年住宅・土地統計調査の調査票は、市町村、都道府県を經由して総務省統計局に集められた後、独立行政法人統計センターにおいて、集計した。

その結果は、住宅数概数集計、住宅及び世帯に関する基本集計、住宅の構造等に関する集計及び土地集計から成り、インターネットへの掲載などにより公表された。

主 な 用 語 の 解 説

《住 宅》



住 宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- ①一つ以上の居住室
 - ②専用の炊事用流し(台所)
 - ③専用のトイレ
 - ④専用の出入口
- … 共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。
 … 屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、この調査では住宅としていない。

居住世帯のある住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住している住宅

なお、この調査で「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、原則として、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

居住世帯のない住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住していない住宅を次のとおり区分した。

・ 一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅

・ 空き家

二次的住宅、賃貸用の住宅、売却用の住宅及びその他の住宅

二次的住宅

別荘… 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅

その他… ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

賃貸用の住宅… 新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

売却用の住宅・・・ 新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅・・・ 上記以外の人が入居していない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など（空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。）

・ 建築中の住宅

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの（鉄筋コンクリートの場合は、外壁が上上がったもの）

なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していなくても「空き家」とした。また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住している住宅とした。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。住宅以外で人が居住する建物の種類を次のとおり区分した。

- ・ **会社等の寮・寄宿舎**・・・ 会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる建物
- ・ **学校等の寮・寄宿舎**・・・ 学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる建物
- ・ **旅館・宿泊所**・・・ 旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための建物
- ・ **その他の建物**・・・ 下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや、建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない建物

住宅の種類

住宅をその用途により、次のとおり区分した。

- ・ **専用住宅**・・・ 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅
- ・ **店舗その他の併用住宅**・・・ 商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

- ・ **一戸建**・・・ 一つの建物が1住宅であるもの
- ・ **長屋建**・・・ 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
- ・ **共同住宅**・・・ 一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。
- ・ **その他**・・・ 上記のどれにも当てはまらないもの。例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。

・ 木造

木造（防火木造を除く）・・・ 建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの。ただし、「防火木造」に該当するものは含めない。

防火木造・・・ 柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、瓦、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの

・ 非木造

鉄筋・鉄骨コンクリート造・・・ 建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの

鉄骨造・・・ 建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のもの

その他・・・ 上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

建築の時期

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、増改築や改修工事等をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。ただし、増改築や改修工事等をした部分の面積が、増改築や改修工事等後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、増改築や改修工事等をした時期を建築の時期とした。

なお、むね数の集計における「建築の時期」とは、一棟の中に二つ以上の住宅がある場合、建物内の各住宅の建築の時期のうち最も多いものを、当該建物の建築の時期とした。

住宅の所有の関係

人が居住する住宅について、所有の関係を次のとおり区分した。

- ・ **持ち家**・・・そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅。最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。
- ・ **借家**
 - 公営の借家**・・・都道府県・市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているもの。
 - 都市再生機構(UR)・公社の借家**・・・都市再生機構(UR)又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているもの。(高齢・障害・求職者雇用支援機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含む)
 - 民営借家**・・・「公営の借家」、「都市再生機構(UR)・公社の借家」及び「給与住宅」でないもの
 - 給与住宅**・・・勤務先の会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅。いわゆる「社宅」、「公務員住宅」などと呼ばれているもの。(家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む)

住宅の家賃・間代

持ち家以外の住宅において、最近、支払われた1か月分の家賃又は間代の金額。この「家賃・間代」には、敷金・権利金・礼金や共益費・管理費などは含まれない。なお、1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合、各世帯が負担している家賃又は間代の総額をその1住宅の「家賃・間代」とした。

住宅の居住室数及び居住室の畳数

- ・ **居住室数**・・・居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。ただし、ダイニング・キッチン(食事室兼台所)は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合は居住室とした。また、同居世帯がある場合には、その世帯が使用している居住室も室数も含めた。
- ・ **居住室の畳数**・・・畳数は、上に述べた各居住室の畳数の合計をいう。洋室など畳を敷いていない居住室も、3.3㎡を2畳の割合で畳数に換算した。

住宅の延べ面積(居住面積)

人が居住する住宅における、各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使っている部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使っている廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

- ・ **高齢者等のための設備がある**・・・以下の設備がある
 - 手すりがある**・・・高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合。また、手すりの設置場所について、次のとおり区分した。
(1)玄関、(2)トイレ、(3)浴室、(4)脱衣所、(5)廊下、(6)階段、(7)居住室、(8)その他

またぎやすい高さの浴槽・・・ 浴槽のまたぎ込みの高さ(洗い場から浴槽の縁までの高さ)が高齢者や身体障害者などに配慮されている場合。なお、高齢者の場合は、約30～50cmをまたぎやすい高さとした。

廊下などが車いすで通行可能な幅・・・ 廊下や部屋の入口の幅が約80cm以上ある場合

段差のない屋内・・・ 高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合。なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含まない。

道路から玄関まで車いすで通行可能・・・ 敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合。なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路(スロープ)などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。

- ・ 高齢者等のための設備がない・・・ 上記の設備がない

バリアフリー化住宅

人が居住する住宅について、バリアフリー化の状況を次のとおり区分した。

- ・ 一定のバリアフリー化・・・ 高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれかに該当すること
 - ・ 2箇所以上の手すりの設置
 - ・ 段差のない屋内
- ・ 高度のバリアフリー化・・・ 高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれにも該当すること
 - ・ 2箇所以上の手すりの設置
 - ・ 段差のない屋内
 - ・ 廊下などが車いすで通行可能な幅

省エネルギー設備等

人が居住する住宅について、省エネルギー設備を次のとおりとした。

- ・ 太陽熱を利用した温水機器等・・・ 水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差しで暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム
- ・ 太陽光を利用した発電機器・・・ 屋根の上に乗せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器
- ・ 二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓
 - 二重以上のサッシ・・・ 外窓と内窓が二重以上の構造となった窓(内側が障子の場合は含めない。)
 - 複層ガラスの窓・・・ 複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層をすることによって断熱効果をもたせた窓

腐朽・破損の有無

住宅の主要な構造部分(壁・柱・床・はり・屋根等)やその他の部分の腐朽・破損の有無について、次のとおり区分した。

- ・ 腐朽・破損あり・・・ 建物の主要部分やその他の部分に不具合があるもの。例えば、外壁がところどころ落ちていたり、壁や基礎の一部にひびが入っていたり、かわらが一部はずれているものや、雨どいが破損してひさしの一部が取れている場合など。
- ・ 腐朽・破損なし・・・ 建物の主要部分やその他の部分に損傷がないもの

エレベーターの有無等

「共同住宅」について、エレベーターの有無等を次のとおり区分した。

- ・ エレベーターあり
 - ドアの一部がガラス張り・・・エレベーターの中の様子について、ドアが閉まっても外から確認できる場合
 - 防犯カメラの設置・・・ エレベーター内に防犯カメラを設置している場合。なお、本物のように見せかけたカメラの場合もここに含めた。
- これらの設備はない・・・ エレベーターに上記のどちらの設備もない場合
- ・ エレベーターなし

オートロック式

建物内に共用玄関のドアがあり、外からドアを開けるためには、鍵や暗証番号などを用いるか、居住者などに内側から鍵を解除してもらう必要がある共同住宅

耐震診断の有無

ここでいう「耐震診断」とは、建築事業者などの建築士に依頼して、地震に対する安全性について調べることをいう。

耐震改修工事の状況

住宅の耐震改修工事を行ったか否かを次のとおり区分した。

- ・ 耐震改修工事をした
 - 壁の新設・補強・・・ 横揺れに対処するため、窓などをふさいで壁を設けるなどの工事
 - 筋かいの設置・・・ 横揺れに対処するため、柱と柱の間に筋かいを設置する工事
 - 基礎の補強・・・ 玉石基礎をコンクリート造の基礎にしたり、鉄筋の入っていない基礎に鉄筋を加えて補強するなどの工事
 - 金具による補強・・・ 柱とはり、柱と土台などに金具を取り付けることにより、揺れの減少や柱などの構造部材の脱落、ずれなどを防止するための工事
 - その他・・・ 上記以外の工事（例えば、腐ったり、シロアリなどの被害のあった部材の交換や、屋根ふき材を重い瓦から軽い金属板などに交換し、建物の重量を軽くするなどの工事）
- ・ 耐震改修工事をしていない

敷地の所有の関係

人が居住する住宅の敷地の所有の関係を、次のとおり区分した。

- ・ 所有地・・・ 居住している住居の敷地をその世帯の世帯員が所有している場合（ここでいう「所有している」とは、住居の敷地に係る不動産の登記簿上の名義が当該住居に居住する世帯員となっている場合をいう。）
 - 登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も含む。また、親の名義の土地に住んでいる場合や、共同住宅あるいは長屋建の住宅でその建物の敷地が各住宅に居住している世帯との共同所有（区分所有）になっている場合も「所有地」とした。
- ・ 借地・・・ 居住している住居の敷地を、その世帯の世帯員以外の者が所有している場合
 - 一般の借地権・・・ 「定期借地権など」に該当しない全ての借地権
 - 定期借地権など・・・ 《定期借地権》
 - 借地の契約期間が50年以上で、i) 契約の更新を行わないこと、ii) 契約終了後に借地上の住宅（建物）を地主に買い取ってもらうことを請求できない旨の特約がある借地権
 - 《建物譲渡特約付借地権》
 - 借地の契約期間が30年以上で、30年以上経過後に借地上の住宅（建物）を地主に買い取ってもらうことにより借地権を消滅させる旨の特約がある借地権
- ・ その他・・・ アパートや一戸建・長屋建の借家に住んでいて、その敷地について所有権又は借地権のいずれもない場合

敷地面積

敷地の所有の関係が「所有地」、「借地」に住んでいる世帯又は「所有地・借地以外」の「一戸建・長屋建」の住宅に居住する世帯が該当する。

敷地面積は、登記の有無、登記上の地目（宅地、田、畑などの区分）や登記上の土地の区分（一筆）に関係なく、その住宅及び附属建物の敷地となっている土地の面積のことである。工場、事務所などと同じ構内に住宅がある場合には、工場、事務所などの敷地を除いた面積とした。農家などの場合、囲いの中にある附属建物（作業所、畜舎など）の部分の敷地は含めたが、畑などに使っている部分は、登記上の地目に関係なく除いた。マンションなどの共同住宅や長屋建の住宅の場合は、棟の敷地面積ではなく、各住宅の敷地相当分（区分所有分）の面積である。

《世 帯》

主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯(家の持ち主や借り主の世帯など)を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

普通世帯、準世帯

「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした(主世帯は全て「普通世帯」)。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいた、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう。

住宅に居住している世帯(主世帯、同居世帯)、住宅以外の建物に居住している世帯と、普通世帯、準世帯との区分の対応関係

		普通世帯	準世帯
住宅に居住している世帯	主世帯	・二人以上の世帯 ・単身の世帯	
	同居世帯	・二人以上の世帯	・単身の世帯
住宅以外の建物に居住している世帯		・二人以上の世帯(注1)	・単身の世帯(注2)

(注1) 寮・寄宿舎の管理人・家主などの世帯は、単身の世帯であっても普通世帯とした。

(注2) 住宅以外の建物に居住する単身者は、棟ごとにその単身者の集まりを一つの世帯とした。

高齢世帯の型

高齢者世帯を次のとおり区分した。

- ・ 65歳以上の単身世帯
- ・ 65歳以上の夫婦世帯・・・「いずれか一方のみが65歳以上夫婦」及び「夫婦とも65歳以上」
 いずれか一方のみが65歳以上夫婦・・・ 夫又は妻のいずれか一方のみが65歳以上の夫婦のみの世帯。なお、夫婦の一方の年齢が不明の場合は、もう一方の年齢が65歳以上でも含まない。
 夫婦とも65歳以上・・・ 夫及び妻のいずれも65歳以上の夫婦のみの世帯

家族類型

普通世帯について、その世帯員の世帯主との続き柄により、家族類型を次のとおり区分した。

- ・ 親族のみの世帯・・・ 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
- ・ 非親族を含む世帯・・・ 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
- ・ 単独世帯・・・ 世帯人員が一人の世帯

世帯の年間収入

世帯全員の1年間の収入(税込み)の合計をいう。収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

居住面積水準

国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月閣議決定)に定められた住宅の面積に関する水準で、次のように設定されている。

- ・ 最低居住面積水準・・・ 世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準
- ・ 誘導居住面積水準・・・ 世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに

対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準
都市居住型・・・都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの
一般型・・・都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの

世帯の家計を主に支える者

その世帯の家計の主たる収入を得ている人。なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

従業上の地位

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位を次のとおり区分した。

- ・ 自営業主
 - 農林・漁業業主・・・個人で農業、漁業などを営んでいる者
 - 商工・その他の業主・・・個人経営の商店主・工場主など、農林・漁業業主以外の自営業主
個人で自己の専門の技術又は知識を内容とする業務に従事している開業医・弁護士・著述家・画家・公認会計士なども含み、家庭で内職をしている場合も含む。
- ・ 雇用者
 - 会社・団体・公社又は個人に雇われている者・・・会社、都市再生機構(UR)・公社やその他の法人・団体又は個人に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者(会社員・団体職員・個人商店の従業員など)。会社・団体の社長・取締役・理事などの役員も含む。
 - 官公庁・・・現業・非現業を問わず国又は地方公共団体に常時雇われて給料・賃金などを受けている者
 - 労働者派遣事業所の派遣社員・・・労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者
 - パート・アルバイト・その他・・・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。または、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者
- ・ 無職
 - 学生・・・ふだん仕事をしないで、主に通学をしている者
 - その他・・・ふだん仕事をしないで、仕送り金、雇用保険金、生活保護給付金、年金、財産収入などで生活している者

子の居住地

家計を主に支える者の子の住んでいる場所について、次のとおり区分した。子が二人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について調査した。また、ここでいう「子」には、未婚の子だけでなく、既婚の子や子の配偶者も含まれる。

- ・ 子がいる
 - 一緒に住んでいる(同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含む)・・・子がアパートやマンションなどの同じ棟内の別の住居に住んでいる場合や同じ敷地内にある別棟の建物に住んでいる場合も含む
 - 徒歩5分程度の場所に住んでいる
 - 片道15分未満の場所に住んでいる
 - 片道1時間未満の場所に住んでいる
 - 片道1時間以上の場所に住んでいる
- ・ 子はいない

《住環境》

最寄りの交通機関までの距離

調査区の中心から最寄りの交通機関までの距離(道路に沿った最短距離)によって調査区を区分した。

最寄りの医療機関までの距離

調査区の中心から最寄りの医療機関までの距離(道路に沿った最短距離)によって調査区を区分した。

最寄りの緊急避難場所までの距離

調査区の中心から最寄りの緊急避難場所までの距離(道路に沿った最短距離)によって調査区を区分した。

最寄りの公園までの距離

調査区の中心から最寄りの公園までの距離(道路に沿った最短距離)によって調査区を区分した。

最寄りの保育所までの距離

調査区の中心から最寄りの保育所までの距離(道路に沿った最短距離)によって調査区を区分した。

最寄りの小学校までの距離

調査区の中心から最寄りの小学校(私立を除く。)までの距離(道路に沿った最短距離)によって調査区を区分した。

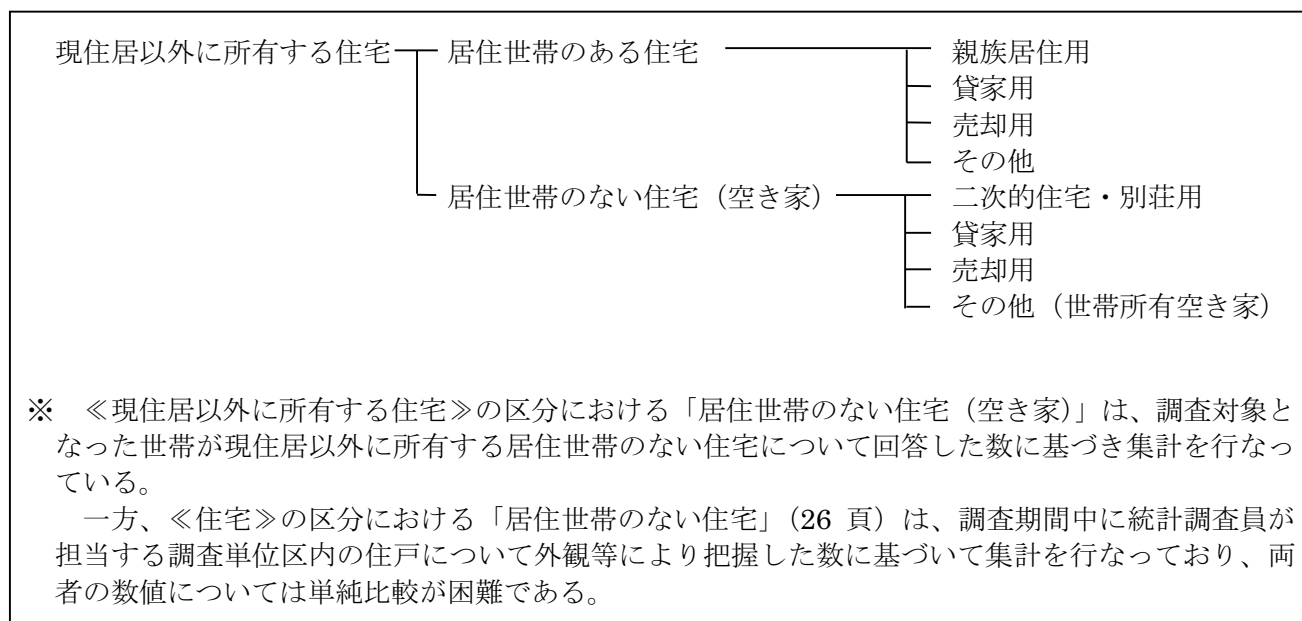
最寄りの中学校までの距離

調査区の中心から最寄りの中学校(私立を除く。)までの距離(道路に沿った最短距離)によって調査区を区分した。

最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離

調査区の中心から最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離(道路に沿った最短距離)によって調査区を区分した。

《現住居以外に所有する住宅》



現住居以外に所有する住宅

普通世帯の世帯員が、現在居住している住宅又は住宅以外の建物のほかに所有している住宅(共有の場合を含む)をいう。ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず世帯員がその住宅の固定資産税を納付している場合をいい、世帯員が相続する予定の住宅について相続手続き中の場合も「所有している」とした。

ただし、一時現在者のみの住宅(昼間だけ使用している住宅や、何人かの人が交代で寝泊まりしている住宅)及び建築中の住宅は除いた。

現住居以外に所有する住宅の主な用途

現住居以外に所有する住宅の主な用途について、次のとおり区分した。

- ・ **居住世帯のある住宅**・・・ ふだん人が居住している住宅
 - 親族居住用・・・ 住居又は生計を別にして親族が住んでいる住宅
 - 貸家用・・・ 賃貸している住宅や賃貸を目的に所有している住宅で居住世帯のある住宅。また、貸別荘は便宜ここに含めた。
 - 売却用・・・ 売却することを目的としている住宅で居住世帯のある住宅。例えば、転居先の住宅が完成していないなどで、まだ居住世帯がある住宅
 - その他・・・ 上記以外で居住世帯のある住宅。
 - 例えば、取り壊す予定としている住宅や無償で譲渡する予定にしている住宅であるが、転居先の住宅が完成していないなどで、まだ居住世帯がある住宅。
- ・ **居住世帯のない住宅(空き家)**・・・ ふだん人が居住しておらず、空き家となっている住宅
 - 二次的住宅・別荘用・・・ 残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに使用する住宅や、週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で利用する住宅
 - 貸家用・・・ 賃貸を目的に所有している住宅で居住世帯のない住宅
 - 売却用・・・ 売却することを目的としている住宅で居住世帯のない住宅
 - その他・・・ 上記以外で空き家になっている住宅。例えば、老人ホームなどの施設に入居していて誰も住んでいない住宅や、使用目的がない住宅など。

世帯所有空き家

現住居以外に所有する住宅のうち、主な用途が「居住世帯のない住宅(空き家)」の「その他」に該当する住宅をいう。

なお、世帯員が「世帯所有空き家」を複数所有している場合、その所有状況(所在地、建て方、取得方法、建築の時期及び居住世帯のない期間)について、「居住世帯のない期間」が長い順に3住宅目までを調査した。

《現住居の敷地以外に所有する土地等》

現住居の敷地以外に所有する土地

普通世帯の世帯員が、現在居住している住宅又は住宅以外の建物の敷地のほかに所有している土地（農地、山林、住宅用地、事業用地、原野、荒れ地、池沼など）をいう。

ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず世帯員がその土地の固定資産税を納付している場合をいい、世帯員が相続する予定の土地について相続手続き中の場合も「所有している」とした。

なお、世帯員が「現住居の敷地以外に所有する土地」を複数所有している場合、その詳細（土地の所在地、面積等）について、「宅地など」については面積の大きい順に3区画まで、「農地」及び「山林」については面積の大きい順にそれぞれ2市区町村までを調査した。

現住居の敷地以外に所有する土地について、次のとおり区分した。

- ・ 宅地など（農地・山林以外の土地）… 「農地」又は「山林」以外の土地。住宅用地や事業用地のほか、原野、荒れ地、池沼なども含む。
- ・ 農地… 田、畑、果樹園、牧場として使用している土地。休耕田については、いつでも耕作できる状況にある場合、又は耕作の意思がある場合は農地に含めた。耕作放棄地は含まない。
- ・ 山林

現住居の敷地以外に所有する土地の所有件数

宅地などの所有件数については、地続きで連続した土地を一つの区画として、それぞれの区画ごとに1件とした。ただし、同じ区画であっても「土地の所有形態」が異なる場合はそれぞれ別の区画とした。

農地・山林の所有件数については、所在する市区町村ごとに1件とした。

現住居の敷地以外に所有する宅地などの利用現況

現住居の敷地以外に所有する宅地などの利用現況について、次のとおり区分した。

- ・ 住宅用地・事業用地
 - 主に建物の敷地として利用
 - 一戸建専用住宅… 一戸建住宅のうち、居住の目的だけに建てられた住宅
 - 一戸建店舗等併用住宅… 一戸建住宅のうち、店舗、作業所、事務所などの業務に使用するために設備された部分と居住部分とが結合している住宅
 - 共同住宅・長屋建… アパート・マンションなどの共同住宅、テラスハウスなどの長屋建住宅
 - 事務所・店舗… 事務所、営業所、商店、飲食店、喫茶店など
 - 工場・倉庫… 工場、作業所、鉱業所や倉庫、貯蔵庫、蔵など（資材置場などに利用している建物も含む。）
 - ビル型駐車場… 屋根、柱、壁などで構成された複数階から成る駐車場（リフト式・ゴンドラ式のタワー型駐車場を含む。）としてのみ使用される建物。なお、1階だけの建物であっても、屋根、柱、壁などが堅固に建てられたものは含む。
 - その他の建物… 上記以外の建物
 - 主に建物の敷地以外に利用
 - 屋外駐車場… 建物を建てずに駐車場に利用している場合
 - 資材置場… 建物を建てずに資材置場として利用している場合
 - スポーツ・レジャー用地… 運動場、テニスコート、ゴルフ場、公園など、主にスポーツ・レジャー用として利用している場合
 - その他に利用… 道路や家庭菜園など、建物を建てずに利用している場合で、上記以外の土地利用していない（空き地）… 住宅用地・事業用地となっている土地で、特に利用していない土地
- ・ その他（原野など）… 住宅用地・事業用地となっていない土地で、特に利用していない土地（荒れ地・池沼などを含む。）